

令和 8 年 6 月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和 8 年 6 月 9 日
招 集 場 所	役 場 議 場
開 会	午 前 1 0 時

目 次	6 月 9 日 (火) : 第 1 日 目	P 1 ~ P 6 4
	6 月 1 2 日 (金) : 第 4 日 目	P 6 5 ~ P 8 8

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

令和 8 年 6 月 金山町議会定例会 会議録
(第 1 日目)

令和8年6月金山町議会定例会 会議録

令和8年6月9日
午前10時00分開会

1. 応召議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	鈴木英樹	総務課長	川崎勉
町民税務課長	三上裕一	危機管理主幹 (兼総務主幹)	後藤隆行
教学課長	佐藤英樹	農林課長	庄司紀一
健康福祉課長	正野学	まちづくり課長	柴田直樹
交流推進主幹	中村善一	生活環境課長	古澤幸
会計管理者 (兼出納室長)	大場美穂子	診療所事務長	松澤和仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長倉章

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政の報告
- 日程第5 請願書等の委員会付託
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 町長提出議案の一括上程
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 提出議案の説明

令和 8 年 6 月 9 日
午前 10 時 00 分開会

○栗田議長

皆さんおはようございます。

はじめに、矢口政一議員から、入院療養中のため、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は9名です。

ただいまのとおり、定足数に達していますので、ただいまから、令和8年6月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番の寒河江宏一議員と、5番の須藤典夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会を開催し、協議されていますので、その結果について、須藤典夫副委員長より、報告を求めます。

○須藤副委員長

はい、議長。

○栗田議長

須藤副委員長。

○須藤副委員長

はい、5番須藤です。それでは、わたくしから、5月29日に開催されました議会運営委員会において、6月議会定例会の会期について協議しましたので、その結果について、ご報告いたします。

今般の令和8年6月 金山町議会定例会の会期は、本日6月9日から同月12日までの4日間とすることとしましたので、ご報告いたします。以上です。

よろしくお願いします。

○栗田議長

はい、ありがとうございました。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただ今、須藤副委員長の報告のとおり、本日から12日までの4日間と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から１２日までの４日間とすることに決定しました。

日程第３ 諸般の報告

次に、日程第３「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告並びに町長の諸般の報告については、事前に議員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 行政報告

次に、日程第４「行政報告」を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

はい、町長。

○町長

皆さんおはようございます。それでは行政報告１件を申し上げます。件名ですが、株式会社グリーンバレー神室振興公社の経営状況及び清算事務の状況についてであります。

株式会社グリーンバレー神室振興公社につきましては、３月１９日の臨時株主総会において解散を決議し、３月３１日をもって解散いたしました。現在は清算の手続きを行っているところでありますが、地方自治法第２４３条の３第２項により、金山町の出資比率が２分の１以上である第３セクター「株式会社グリーンバレー神室振興公社」の経営状況について、議会に報告義務が定められておりますので、今回は最後になりますが、令和７年度の経営状況を報告させていただきます。

令和７年度におきましては、還暦や喜寿等の人生の節目の年祝い等で、町民の方々を中心に団体のお客様にも利用いただけるよう、リーズナブルな料金設定としたことや、台湾等海外からのインバウンド個人、団体利用の増、山形県スキー連盟の準指導員検定会による多数の宿泊者があったことなどにより、宿泊者やレストラン利用が増加しました。

次に、部門ごとに収益状況を述べてまいります。今後の金額については消費税抜きの金額となりますので、あらかじめご承知おきををお願いします。

はじめに、宿泊部門についてでございますが、昨年４月から本年３月末までの利用者数は５,１１７人、利用室数は２,５４７室、稼働率が２５.８％となり、対前年度比較では利用者数で５５人の増、利用室数で１１５室の増、客室稼働率は１.１％の増となり、宿泊部門の収入は４,３５９万８千円で、対前年度比較４３３万２千円、１１.０％の増となりました。

続いて、レストラン部門につきましては、売り上げ収入が３,００４万５千円となり、対前年度比較１３５万４千円、４.７％の増となりました。

さらに温泉部門は、ホットハウスカムロの利用者数が3万7,497人で、対前年度比較1,273人、3.3%の減となりましたが、売り上げは入浴券の割引者が減ったことなどにより、913万7千円で対前年度比較4万6千円、0.5%の増となりました。

最後に、物販部門でございますが、宿泊者分のお土産購入の減少などから、収入総額437万1千円で対前年度比較118万3千円、21.3%の減となりました。

以上のことから、全部門の売上総額は、8,715万1千円となり、対前年度比454万9千円、5.5%の増となっております。

その他の収入では、町有施設の指定管理料4,931万8千円、遊学の森関連に対し県からの指定管理料2,210万6千円の収入があり、指定管理料収入が全体の42.9%、総収入は1億6,665万7千円となっており、対前年度比較104万4千円、0.6%の増となりました。

一方、費用総額は売上原価1,715万2千円、販売費一般管理費1億7,450万2千円及び法人税等の諸税19万7千円を合計した1億9,185万1千円となり、総収入から費用総額を差し引いた損益はマイナス2,519万4千円となりました。

これに、営業外収益187万2千円及び、この度、町から支出した出捐金3,000万円を加えました当期純利益は667万8千円で、繰越未処分損失は6,194万4千円となりました。

財務書類の貸借対照表の主な点を申し上げますと、新型コロナウイルスの影響に伴う減収分が大きかった際の運転資金として、令和2年6月に荘内銀行金山支店より「特別貸付（新型コロナウイルス関連資金3,000万円）」を無利子で借入し、令和4年6月から返済を行っていましたが、この度、町からの出捐金3,000万円により3月25日に貸付残高1,591万5千円を一括返済し、固定負債はゼロとなりました。

一方、現金及び預金を含む流動資産については2,376万9千円で対前年度比較685万3千円、22.4%の減となり、当初の資本金7,000万円から前述の繰越未処分損失6,194万4千円を除いた純資産合計は805万6千円となったところです。

以上が、令和8年3月末の決算状況ですが、3月31日の解散以降は清算事務を行っており、売掛金の回収や買掛金の支払い等の他、解散公告の官報への掲載から2ヶ月間の債権者申し出期間を経て最終的な残余財産を確定し、6月17日の臨時株主総会において清算終了を決議する予定としております。なお、残余財産につきましては、当初よりも上向いた形で見込まれているところです。

また、令和8年3月下旬に町から公社に支出した出捐金3,000万円については、J R東日本より公社の出資割合に応じた49%、1,470万円を町に負担いただくこととしております。以上です。よろしくお願いします。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第5 請願書等の委員会付託

次に日程第5「請願書等の委員会付託」を行います。

本日までに受理した請願書等はお手元に配布しました「請願書等文書表」のとおり、陳情3件です。

陳情第1号「戦争反対、憲法9条改悪反対の意見書の採択を求める陳情」

陳情第2号「mRNAメッセンジャー・アールエヌエーワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業中止の意見書を求める陳情書」

陳情第3号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」

以上3件については、配布に止めます。

これで、請願書等の委員会付託を終わります。

日程第6 一般質問

次に日程第6「一般質問」を行います。

始めに、中村忠行議員の質問を許します。

○中村議員

3番中村です。通告に従い、一般質問を行います。

今回の機構改革により新たに「危機管理室」が設置されました。令和6年7月の豪雨では、金山小学校のプールに裏山から土砂が流入する被害も発生しております。近年の災害の激甚化を踏まえ、専門部署を独立させたことをまずはご評価申し上げます。

それでは1点目の質問。危機管理室の組織と権限について、まずは3点伺いたいと思います。

1つ目が、行政組織規則において、危機管理室が他の部局に対して平時に情報提供を求める権限、有事に指揮または調整を行う権限、そして首長への直接の進言・緊急報告のルートが明確に文書として規定されているのか。或いは一般論として、災害対策基本法に基づき、首長が最終責任を負うため、危機管理室は調整機能を持つケースに該当するのか。

2つ目、あわせて消防庁が平成29年から無償で提供している「防災・危機管理セルフチェックシステム」全152項について、金山町としてセルフチェックを実施したことはあるのか。

3つ目に、消防庁令和7年「市町村長による危機管理の要諦」では、長期災害対応における職員の強制休暇・ローテーション制度の重要性を指摘しております。金山町では、72時間を超える長期災害対応が発生した場合の職員ローテーション・メンタルヘルスケアのルールが明文化されているのか。以上3点について伺います。

○町長

はい。ただいまの中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、全国各地におきまして豪雨災害、地震災害、豪雪災害などが頻発・激甚化しておりますが、当町におきましても、令和6年7月豪雨におきまして、土砂流入等の被害が発生するなど、危機管理体制の強化は喫緊の課題であると認識をしているところであります。

このような状況を踏まえ、今回の機構改革におきまして、危機管理機能の強化を図る観点から、危機管理室を設置したところです。

危機管理室は、地方自治法第 158 条に基づく町長の補助機関として位置付けており、災害対策基本法第 4 条に定める市町村の責務を踏まえ、防災、危機管理、災害対応、関係機関連携等に関する業務を担うこととしております。

また、当町におきましては、行政組織規則及び職員事務分担に基づき、各課等の所掌事務を定めております。

議員ご質問の、平時における情報共有や各部局との連携につきましては、危機管理室が必要に応じて関係各課と連絡調整を行いながら対応しているところです。

さらに、有事におきましては、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、災害対策本部を設置した場合、町長を本部長として全庁体制で対応することとなり、危機管理室は本部事務局として情報集約及び各部局間の総合調整を担うこととなります。

一方で、平時における部局横断的な情報共有や役割分担、指揮命令系統等につきましては、近年の災害対応の複雑化・長期化を踏まえ、より実効性の高い運用となるよう、他自治体事例等も参考にしながら、必要な整理を進めてまいりたいと考えております。

また、町長への報告体制につきましては、災害発生時に迅速な意思決定を行えるよう、危機管理担当から速やかに報告・連絡を行う運用としております。

次に、消防庁の「防災・危機管理セルフチェックシステム」についてでございますが、当該システムは、自治体の危機管理体制を点検するための参考ツールとして消防庁から提供されているものであり、当町におきましても、必要に応じて内容確認を行っております。

今後につきましても、地域防災計画、業務継続計画、避難情報発令体制、受援体制等の見直しを進める中で、消防庁資料等も参考にしながら、危機管理体制の充実に努めてまいります。

また、消防庁が示しております長期災害対応時の職員ローテーションやメンタルヘルスケアにつきましては、長期間の災害対応における職員の健康管理及び持続可能な組織運営の観点から重要であると認識しております。

当町におきましても、必要に応じて交代勤務や健康確認等を行っておりますが、今後、災害対応マニュアルや関係計画の整理を進める中で、職員の休養確保や健康管理のあり方についても検討してまいります。

まずは以上とさせていただきます。

○中村議員

はい。この機構改革によって危機管理室、今発足したばかりですんで、これから順次進めていかれるものというふうに思います。特に最後の 3 番目の、職員の長期災害対応について、令和 6 年とか令和元年でしたか、最上郡内、大きな被害があったタイミングでは、近隣町村も被災して、金山から応援行くケースもあったようです。そうすると、やはり職員の負担というのが、金山町の特徴として町職員が少ないというか、少数精鋭でやってお

りますんで、どうしても負担が大きいんじゃないかなあというふうに思います。

この点も踏まえて、ぜひこれは早急に、災害があった場合はどうするかっていうのを策定していただきたいというふうに思いますけれども。このスケジュール感っていうか、その辺どのように考えるのか、回答お願いします。

○町長

今、中村議員のお話の通り、いざやっぱり災害が発生した場合、長期にわたるという可能性は十分考えられますので、その場合、対応する職員ということでは、やはり関係部署だけでは当然回っていかないというふうに考えられますので、そこら辺については当然職員のローテーション、今言われたその職員のローテーションというようなところ、或いはメンタルヘルスという部分も関係するかと思いますが、特に職員ローテーションにつきましては、早急な形、或いはこれは冬の間、豪雪対策本部を設置した場合には、土日について職員が一応待機をするというようなこと、或いは庁舎に登庁して、そこで対応をするということをこれまでもやっておりましたが、そういった場合も、職員についてはローテーションという形でやっている。そういった経験もしておりますので、まだいわゆるこれからの災害ということについては明確な形で職員ローテーションについてはまだ定めてないところでありますが、今申し上げた豪雪対策本部の例を参考にしながら、やっぱり職員ローテーションを定めてやっていくってのは当然必要だと思いますので、それらについては、今冒頭議員からございましたように、今危機管理室が立ち上げになって、様々整備をする、その一環として、その部分についてもできるだけ早くということで、少なくとも年内或いはその年度末を待たずにといいいますか、そういったところは早めに対応していくというようなことでやっていきたいと思います。

○中村議員

町の財政状況から見ると、例えば緊急的な物資とか、そういう備蓄は町の規模に合わせて進めていければ、本来災害がないような対策をするべきなんですけれども、なかなか町の状況を考えると、それも難しいですんで、まずは災害があった場合どうするかっていうことを第1に考えていくべきだというふうに思います。

それから災害があった場合、もちろん職員だけではなくて、臨時の職員の方々や、或いは一般のボランティアの方々、そのような方々の協力も得なければいけないケースがあるんじゃないかなというふうに思いますんで、その場合の制度づくりも併せて考えていただきたいというふうに思います。

それでは2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目が消防団の構造的課題についてでございます。

消防団基本団員の報酬年額が3万6,500円だと思うんですけれども、一方、機能別消防団員の年額は1万円という、この処遇差。そして同じ非常勤特別職である農業委員・監査委員等と比較すると、基本団員の負担と報酬のバランスを客観的に不均衡だというふうに私は思うんですけれども。

出勤手当 8,000 円、例えば出勤手当のことですけれども、8,000 円は 1 日定額なんですけれども。現在令和 7 年 12 月の最低賃金改定により、例えば 10 時間出勤した場合の時給換算 800 円は、現行の最低賃金 1,032 円を 232 円下回っております。

最低賃金法は公共団体の職員には適用されないことは存じ上げておりますけれども、ここで伺いたいのが、行政として倫理的な問題というふうにとらえていないか。この処遇を倫理的に正当だと考えているのか。また独自の、超過手当も検討したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、このような検討は考えているのか。この辺について回答をお願いします。

○町長

はい。それではお答えさせていただきますが、消防団は消防組織法第 9 条に基づき設置される消防機関であり、地域防災力の中核として、火災対応のみならず、水防、行方不明者捜索、災害警戒、避難支援等、多岐にわたる重要な役割を担っていただいております。

しかしながら、全国的に団員数の減少、高齢化、被雇用者団員の増加等により、消防団運営を取り巻く環境は大きく変化しております。当町におきましても同様の課題を抱えており、団員確保及び処遇改善は重要な行政課題であると認識をいたしております。

まず、基本団員と機能別団員の処遇差についてであります。消防団員はいずれも非常勤特別職地方公務員であり、その身分は地方公務員法第 3 条第 3 項第 5 号に基づくものです。

消防団員は、火災・災害時における危険性や即応性、訓練義務等の特殊性を有しており、農業委員や監査委員等の他の非常勤特別職とは職務内容や拘束性に相違があることから、一律比較は困難であると認識をしております。

また、機能別団員制度につきましては、地域事情や人員確保を踏まえ、多様な参加形態を確保するため国が推進している制度であり、活動範囲や出勤内容に応じて処遇差が生じることにつきましては、制度上一定の合理性があるものと考えております。

しかしながら、ただいま議員のご指摘のとおり、災害の激甚化や活動負担増加を踏まえれば、消防団員の処遇改善は重要な課題であるというところでは認識をいたしております。

総務省消防庁におきましても、令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、年額報酬及び出勤報酬の適正化が示されており、当町におきましても、この通知を踏まえ、段階的な報酬見直しを進めてきたところであります。

次に、出勤報酬 8,000 円と最低賃金との比較についてでございますが、最低賃金法に基づく最低賃金は、労働基準法上の労働者に適用されるものであり、消防団員は非常勤特別職公務員であるため、法的には直接適用対象とはされております。

しかしながら、長期間に及ぶ災害対応や身体的・精神的負担を考慮すれば、社会情勢や活動実態も踏まえながら、処遇のあり方について社会的理解と納得性を確保することは重要であると認識もしております。

特に近年は、豪雨災害や長時間警戒活動など、団員への負担が増加していることから、活動実態に即した報酬体系のあり方について、県内自治体の動向や状況の把握に努め、消防団幹部及び関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、国・県の財政措置や地方交付税措置等も踏まえながら、長時間出勤時の加算措置、特殊災害対応時の支援、装備充実等を含め、総合的な処遇改善について比較・検討してまいります。

さらに、消防団は地域コミュニティを支える重要な存在であり、単に金銭的処遇のみならず、事業所理解の促進、家族支援、若年層加入促進、訓練負担軽減等を含めた総合的な団員確保対策もあわせて推進をしてまいりたいと考えております。まずは以上とさせていただきます。

○中村議員

町からの増額も考えなくはないというふうにちょっと受けとめたんですけれども、実際報酬を上げてても団員が増えることはないんですけれども、ただ団員のモチベーションというか、それは明らかに上がると思います。

一方、機能別団員。これこの制度自体は大変合理的な制度だと思いますんで、これも多分交付税の算定基準に入っているんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、ぜひ町で、増やせるならどんどん増やしていった方が、これから団員の減少を見据えると、機能別消防団員の働きってのはだんだんこう重みを増してくるというふうに思いますんで、ぜひこの機能別消防団員の人員増を図る手だてを考えていただきたいというふうに思います。

この団員の処遇改善についてなんですけれども、実際私も消防団員だったことがありますけれども、なかなかそういう団員全体の処遇改善っていうことについてはなかなか分りにくいところもあって、例えば最上町とか舟形町では消防委員っていうのを任命して、消防委員会というものを開催しているように載っておりました。これを考えるとあんまり必要性も金山では感じられないところではありますけれども、消防委員、委員会を設置すれば、常に消防団員の方々の処遇改善について考えていくということが出来るんじゃないかなあというふうに思うわけなんですけれども、現在金山では設置されてないってことは必要ないっていうふうに判断されているのかもしれませんが、どのような判断なのか、その点ちょっとお願いします。

○栗田議長

危機管理主幹

○危機管理主幹

はい。それでは私の方からただいまの質問にご回答をしたいと思います。

消防団員の確保や活動環境の改善、処遇の向上は、当町の地域防災力を維持する上で、重要な課題であると認識しております。

当町では、消防団本部主要幹部会議や幹部会議に加え、町長と消防団幹部との意見交換

会を実施し、消防団が抱える課題や要望について直接意見を伺う機会を設けております。

また、各部を通じて一般団員の意見や要望についても把握に努めているところであります。

議員ご提案の消防委員会につきましては、消防行政に対して幅広い意見を反映させる仕組みとして、一定の意義があるものと認識しております。

しかしながら、当町においては、消防団との連携や意見聴取の機会が一定程度確保されており、現時点では新たな附属機関として消防委員会を設置する考えはございません。

今後も消防団幹部との意見交換を継続するとともに、必要に応じて一般団員の意見把握にも努めながら、消防団活動の充実と地域防災力の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○中村議員

現時点ではこの委員会設置する考えはないということなんですけども、実際あったとしても、機能できるかどうかは、その持ち方次第。幹部会議でそれを代替できるんだったら、必要ないかもしれませんけれども、1つメリットとして、現職の消防団員本部づけ団員とか現職の方ではなく、現職を長年経験された、或いは団長や副団長を経験された方がこういう委員になったら、現職の団員とはまた違う視点で処遇改善できる可能性もあるのかなあというふうにもちょっと考えております。この点もぜひ幹部会議等でこういう委員会を設置して、処遇改善を考えていったらどうかという投げかけをしていただければなあというふうに思いますんで、ぜひ団長が変わるタイミングとか、そういうタイミングを見計らって、その専門的な知識を活かしていただけるように進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは3番目の消火栓装備備品の課題について伺いたいと思います。

消火栓の装備備品。私が思っているのは、消火栓の近くにある格納箱に入っているホースとか管鎗、そのようなものをちゃんと維持・点検管理されているのかっていうことをちょっとここで聞きしたいんですけども。この点検の点検簿っていうのはあるのか。

それから、例えば破損や盗難時の補充費用の負担ルール。これはどうなっているのか。それから、消防組織法第8条の最終責任は町にあるっていうことなので、もし火災時に例えば管鎗がなかった、或いはホースに穴があいていて、初期消火に失敗したという事態が発生すれば、消防組織法第8条及び国家賠償法第1条によって賠償責任を負うのは町なのではというふうに考えています。危機管理室が設置された今、消火栓の付属備品の定期点検・補充を、現状どうなっているのか。

それから、全庁的に統括する体制を構築するべきなんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、このような点について伺います。

○危機管理主幹

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

消火栓設備及びホース格納箱等の消防水利関連設備につきましては、地域火災時の初期

消火活動において極めて重要な役割を担うものであり、平時からの適切な維持管理が不可欠であると認識しております。

消防組織法第8条において、市町村は消防に要する費用を負担することとされており、当町としても、消防水利及び消防資機材について適切な維持管理に努める責務があるものと認識しております。

当町におきましては、消防団及び担当職員により、消火栓をはじめ、格納箱、ホース、管鎗、開閉器等の点検及び管理を実施しております。

また、春季・秋季の火災予防運動期間や消防演習等に併せ、各分団・部において点検、確認を実施しているところであります。

議員ご質問の組織的一斉点検の実施状況につきましては、毎年度実施しており、令和7年度においては、11月23日に消防小屋、積載車、小型動力ポンプ等の点検を、2月22日には消火栓、防火水槽等の水利の除排雪状況を含めた点検を実施しております。

消火栓につきましては、各部において毎年1回以上開栓を行い、通水確認を実施しておりますが、点検記録の統一的管理やデジタル化を今後進めてまいります。

また、破損・盗難時の補充費用につきましては、個別事案ごとに原因や状況を確認し対応していくこととしておりますが、自然損耗、経年劣化、災害対応中の破損等につきましては、原則として公費負担により対応すべきものと考えております。

一方、故意又は重大な過失による損壊等につきましては、個別事情を踏まえ適切に判断する必要があると考えております。

さらに、近年は資機材盗難や金属類窃盗等も全国的課題となっていることから、施錠管理、管理番号付与、定期確認等につきましても、消防団幹部と協議しながら強化を図ってまいります。

危機管理室による全庁統括体制についてであります。災害対応力向上のためには、消防団とともに、行政全体として資機材管理を行う必要があると認識しております。

そのため、今後は地域防災計画及び消防施設管理体制の見直しを進める中で、危機管理室を中心とした統括的管理体制の整備を図り、点検・更新・補充・予算措置を含めた総合的な消防力強化に努めてまいります。以上でございます。

○中村議員

しっかり点検をされているということで安心しました。それに消火栓の備品、経年劣化とか、やむを得ない理由だったら公費負担で入れてもらえるということで、私が団員のときは、ちょっとこれ使うのがどうかなと思ったら、格納箱に入れてしまうというケースがあったんで、その辺も幹部の皆さんにちゃんと点検していただいて、できれば点検簿なども備え付けてもらって、それで公費で間違いなく使えるものを格納箱に入れてもらいたいということを要望したいんですけども。

そこでもう1つ伺いたいのが、地区によっては、この格納箱を設置する場所が難しく、格納箱、いらないんじゃないかなという意見があったんですけども、実際そういうこと

ができるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○危機管理主幹

はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

実際地区の中で消火栓格納箱、必要ないんじゃないかという声は伺っております。ただし、消火栓の付近に格納箱、或いは管鎗・ホース等がないと、それこそ初期消火に影響を及ぼすということでございますので、例えば、現在は各家庭の壁に設置をお願いしている状況が多いわけでございますけれども、消火栓の付近に別に設置するとか、そういうふうな形で設置できるように、今後協議してまいります。

○中村議員

やはり格納箱、機能別消防団も設置されて、もう初期消火っていうことを考えると、格納箱はもう必須なんじゃないかなというふうに思いますんで。ぜひこの格納箱、なかなか実際団員でも格納箱を開けて使った団員っていうのはほとんどいないと思うんですけども、実際に使える状況にこれからも、点検・整備、よろしくお願いします。

それでは4番目の質問に移りたいと思います。4番目が、民間との連携の実効性についてでございます。町では民間企業との防災協定、いくつかしていると思うんですけども。ここでは3つ伺いたいと思います。

1つ目が、町が現在締結している防災関連の民間協定は何件なのか。そのうち、有事に企業側が供給を行う「義務」を明記した協定と、単なる「努力義務」にとどまる協定は、それぞれどのようなになっているのか。

2つ目が、協定相手企業が自社も被災した場合、または他の自治体との協定を優先した場合の代替調達先というのが定められているのか。

それから3つ目に、協定の有効期限と定期更新の管理はどうされているのか。危機管理室として一元的に把握する「協定台帳」は整備されているのか。この辺を伺いたいと思います。

○町長

はい。それではただいまの件につきましてお答えをいたしたいと思います。

大規模災害時におきましては、行政のみで対応することには限界もあります。民間事業者、関係団体、物流事業者、建設業者、医療機関等との連携が極めて重要になると考えております。

災害対策基本法第5条におきまして、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、防災上必要な措置を講ずる責務が定められておりますが、民間事業者との協定につきましては、法的強制力を有する契約とは異なり、多くの場合、災害時協力に関する相互協力・努力義務的性格を持つものでございます。

現在、締結している協定及び覚書は公的機関が9団体、民間機関が20団体となっておりますが、協定ごとに目的・支援内容・規定形式が異なることから、その法的性質を一律に分類することは必ずしも容易ではないものと認識しております。

中村議員ご指摘のとおり、協定文言には、「供給を行うものとする」と規定されるものと、「可能な範囲で協力する」「努力する」といった内容のものが存在しております。

また、実際の災害時には、協定事業者自身が被災する場合や、広域災害により供給能力が低下する場合も想定されます。

令和6年能登半島地震等におきましても、物流停滞や燃料不足、道路寸断、渋滞の発生等により、協定のみでは十分な物資供給が困難となる事例が見られました。

このため、当町におきましても、一事業者依存とならない複線的調達体制、複数地域との連携、県を通じた広域応援要請、自衛隊・消防・国土交通省等との受援体制整備が重要であると認識をしております。

加えて、災害対策基本法第42条に基づく地域防災計画におきましても、受援体制及び物資供給体制の整備が求められていることから、今後、協定内容の定期点検、実効性検証、図上訓練への反映、代替供給先の整理等を進めてまいります。

さらに、危機管理室におきまして、協定締結状況、更新時期、緊急連絡先、供給可能物資、重機保有状況等を整理した協定台帳を整備しておりますが、平時から実効性を確認できる体制づくりを推進してまいります。

災害対応におきまして最も重要なことは、「協定を締結していること」自体ではなく、「実際の有事に機能するか」とであると認識をしております。

今後とも、行政内部の危機管理体制強化と併せ、地域・民間・関係機関との実効的連携を深め、町民の生命・財産を守る防災体制の構築に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中村議員

協定については、相手方の都合もあって、もちろん好意によって協定していただくということもありますので、義務というのはなかなか難しいというふうには思います。

町では、例えば防災士とか自主防災組織、このような防災に関わる団体も多くありますので、この辺との連携もぜひ有事の際は即座に対応できるような体制をぜひこの機会に作り上げていただきたいというふうに思います。

それで最近メディアでよく話題になっている、鳥獣被害についてちょっと伺いたいんですけども、鳥獣被害について午後から五十嵐議員が、これから厳しくお聞きすると思うんですけども、私がちょっと、今至急に対応していただきたいと、ちょっと考えていることがあって、それは子供園とか小学校・中学校、敷地の外周に柵を設けてもらえないかなあというふうに思っています。

クマ対策のフェンス設置の補助金交付金調べると、農水省とか環境省、文部科学省、厚生労働省、総務省、いろんな省庁から補助や交付金が出されるようです。

特に認定子供園は、裏山がクマが生息している可能性が高い場所でもあります。それから最近では金山中学校のすぐ脇の河川敷、ここにもクマが生息しているんじゃないかというふうなお話もありますので、まずは認定子供園だけでもこのフェンス設置できないか。

これはもちろん認定子供園の方針もありますんで、勝手なことではできませんけれども。リスクがものすごく最近その認定子供園へ高くなっているというふうに感じております。

ぜひこのフェンスについて、これまでもしかしたら検討されたことあるのかなあというふうにもちょっと思うんですけども、その辺ちょっと回答お願いします。

○町長

今のご質問についてでございますが、事前の報告無い内容でございますので、今のご質問で述べられる範囲でお話したいと思いますけれども、確かに本当に鳥獣被害、特にクマがまず本当の周辺部というところの出没から町の中心部にとということも、何ら珍しくない状況で今出没もしている状況もありますので、対応をすべきことっていうのは本当に様々あると思っています。

その中で、今中村議員の方から具体的に認定子供園の周辺のフェンスの設置のお話がありました。これにつきましては、今時点では認定子供園とのすり合わせの中で、その話題にまではなっていないのが現状でありますけれども、ただ、今申し上げた通り本当にどこに出没するか分からない状況からすれば、そういった方策も1つの有効な手段かなというふうな思いも今いたしたところでありますので、早速といいますか認定子供園の井上園長先生ともちょっとご相談をして、そこら辺が安全ということを考えた場合やっぱりこう有効策だというようなところであれば、それについては本当に早急に予算づけをして設置をするというようなことも、何ら憚ることなくといいますか対応していくというようなことでやっていきたいと思っています。

あとそれから中学校河川敷につきましては、やはり支障木といいますか、藪の状態だということがありますと、本当にクマがそこでとどまる、或いはそこで一定期間そこに待機するとか、そういったことなども現実的にあるようでありますから、まずその意味では、昨年の後半に県の方に申し出をして、一旦整理・除草といいますかそういったこともやっていただいたところでもあります。

ただ、やっぱ草の生え方も早いものですから、一旦やって本当に綺麗になったなというふうに思ったところ、また出てきているというのは正直ありますので、来たる7月1日に最上総合支庁との意見交換の場がございますので、そこら辺に再度そういった状況をお話をして、まず極力河川を綺麗な形、支障木が解消できるようにといいますか。それは金山町ばかりじゃなくて他の市町村、同じようにやっぱり要望しているということからすると、全部が全部その都度全部対応していただけるかというのはちょっと難しいところもあるかもしれませんが、まずは7月1日の意見交換会のときには、再度その件についても話題に出してお願いをするということをまずやっていきたいと思っています。

あと、かといってフェンスとか、その設置ということとなると、中学校付近だとかなり大掛かりになりますから、しかもあそこの管理は県管理ということから、町単独でできるということにならないこともありますので、今申し上げた河川を綺麗にしてもらうというようなことと併せて、こういう提案もございましたと。フェンスということは実際可能か

どうか、そこら辺のことについても、状況としてはお聞きするいい機会でもあるかと思えますので、話題に出して、7月1日の意見交換会に触れていきたいと思えます。まずは以上です。

○中村議員

はい。子供のフェンスについては検討をするのもやぶさかではないということで、これもできれば今年どういう状況になるか分かりませんが、可能なら、子供たちの安全、それから保護者の安心感というのを高めるためにも検討していただきたいというふうに思えます。

それから中学校については、先ほど町長からあったように河川敷。もう1、2年で、すぐに草や木が生えてくるという状況で、これまでは県にお願いするというやり方ですが、今後は町が委託を受けて管理するように、当初予算で毎年県から予算をいただく方向のほうの方がやりやすいんじゃないかなあというふうにちょっと個人的には思っていますので、この辺も県とのすり合わせで、どのようにするのがいいかということを経験していただきたいんですけれども、まずは子供たちの安全を何とか守っていただくようお願いして質問を終わります。

○栗田議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

○大場議員

7番、大場でございます。2番目の質問となります。通告書に基づき、一般質問を行いたいと思えます。

私からは1番目、地域の未来を支える力についてお伺いしたいと思えます。少子高齢化や産業構造の変化、伝統文化の衰弱、また異常気象など地域の安定した生活に影響を与える課題は、全国的な経済社会の存続の危機に直結しております。

これまでのように、地域での課題を解決する地域力、或いは様々な地域課題に取り組む上で大きな力となるのが、今後、地域の豊かな未来のために、住民がお互いを尊重し合う「相互扶助」の試みと認識しております。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、これまで分野に限定して対策を講じる傾向がありましたが、地域の担い手や受けて、世代や分野という関係を超えての支え合う重要性を今年の冬のような高齢者除雪状況支援の報告や、有償ボランティア活動で強く感じております。

そこで冬場だけでなく、手助けが必要なお互い様の気持ちで支えあえるまちの実情と次世代につなぐ助け合いの課題・対策・対応について、お伺いしたいと思えます。

それでは①になります。高齢者総合支援の取り組みとして、お伺いしたいと思えます。町の総人口や現役世代の人口が減少する中、75歳以上の後期高齢者の人口割合が大きく、さらに高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦も増加しております。

生活支援の多様化や地域における支え合いが、今まで以上の重要性が高まっている上で、

町では令和6年度から令和8年度まで、第10期高齢者保健計画及び第9期介護保険事業計画として地域共生社会の実現、健康生きがいくりの充実。地域支援事業の充実。中長期的な視点での介護保険事業の推進などの基本理念を4つを目標としています。

高齢者が主体的な活動をし、みずからの能力を活かし支え合いながら、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指している状況での実情と、次世代につなぐ助け合いの課題・対応について、町長にお伺いしたいと思います。

○町長

はい。それではただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大場議員ご指摘の通り、本町におきましても少子高齢化の進展は顕著であり、単身高齢世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加している傾向にあります。

これに伴いまして、従来の家族内での支え合いや、地縁社会による相互扶助の機能が相対的に低下していることは喫緊の課題であると認識しており、現在町では「地域包括ケアシステム」の充実を柱に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる体制整備を進めているところであります。

これまで、地域包括支援センターを中心に介護予防、要支援者のケアマネジメント、認知症支援、医療・介護連携推進、権利擁護、生活支援体制整備、地域支え合いの醸成等に取り組んでまいりましたが、近年、地域の担い手不足や身寄りのない高齢者等、多様で複雑なケースへの対応が課題となっております。

そこで、地域包括支援センターには生活支援コーディネーターを配置し、住民ボランティアの育成や活動支援、多様なサービスやインフォーマル支援の発掘・調整等を行い、地域の生活支援体制の充実を図っております。

また、昨年から社会福祉士を採用し、経済的な問題や権利擁護等の相談・支援に対応できるよう、体制を強化しております。

以上の取組みから、相談窓口や介護保険サービス以外の支援体制、高齢者の居場所等が充実してきている状況にありますが、特に「通いの場（サロン）」の支援には注力しており、地域住民が主体となり、高齢者や担い手等が安心して定期的に集えるよう「みんなの居場所づくり事業」の活用を推進しているところです。

地区や団体の中で、若い年代や元気高齢者が支援を必要としている方を支えていくという地域支え合い活動を、ここから広めていきたいと考えております。

地域の課題に対し、他にも「短時間ボランティア」の仕組みづくりや、地区やボランティア団体の活動に対するインセンティブ制度の検討、認知症の方や高齢者の社会的孤立を防ぐためのデジタル活用による見守りネットワークの構築等、行政・専門機関・地域住民の更なる連携強化を図っていきたいと考えております。

これまでの人生に自信や誇りを持って生き抜いてきた方々にとって、他人の世話になるということは受け入れがたく、周囲からの支援を拒む様子も時には見られますが、支援を受けること・助けを求めることは「迷惑」ではなく「地域のつながり」であるという認識

を広め、お互いさまの精神を育む啓発活動も非常に重要だと認識しております。

今後の高齢者支援におきまして、公的な行政サービスには限界があると感じており、住民一人ひとりが主役となる「重層的支援体制」の構築に努め、次世代がこの町に誇りを持ち、「自分たちも誰かを支えたい」と思えるような、温かな地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。以上となります。

○大場議員

はい。町長から答弁をいただき、今後もそうなんですけども、デジタルを活用した形で、地域の支え合い事業が、DXの推進を今後促進するという、そういうお言葉をいただいてすごく自分も助け合いの精神ですとか、お互いさまという精神がある部分があるので、様々な形でボランティアとかさせていただいておりますけども、その中でも、高齢者からお伺いする上で、身体的な衰えの原因で閉じこもりや孤立、また生活困窮など多様な高齢者、個人の生活課題を抱えている方々がおられるようで、その方に対して様々な相談に対応していただいている関係団体の中でも町担当の、先ほど言いました地域包括センターの方々や町担当課の職員、また、社会福祉協議会の存在が大変大きいと感じております。

改めて関係各位の皆様にご敬意を表するとともに、この課題に対しても、地域ごとに協力と包括的なアプローチが必要となっていて、個々のニーズに応じた支援体制の充実がもっとも必要になるのかなと考えております。

現場で直接的に高齢者を支援する上での事業の進展や推進、また、高齢者の移動手段の確保や買い物支援での課題等、具体的な検証結果などについて再質問したいと思います。

○健康福祉課長

ただいま大場議員からご質問いただきました「現場で支援する上での事業の進展・進捗、それから移動手段、買い物支援の状況」についてお答えしたいと思います。

高齢者支援の現状といたしましては、「閉じこもり」や「社会的孤立」「生活困窮」といった課題が、その単一の要因ではなくて、複数の問題が複雑に絡み合っているというケースが多く見られます。

これに対して、現在地域包括支援センターを核として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、更には地域住民との連携を強化して、その一つとして「災害時避難行動要支援者名簿の作成」というものに取り組んでおります。

これを通して、有事の際の対応はもちろん、地域の支援者との連携や制度の狭間にある課題、それから自らSOSを発することができない「潜在的な困窮者」を早期に発見して、適切な支援へつないでいけるという体制の構築を進めております。

また、複雑化した案件に対しましては、関係課や専門機関が一同に会し、個別困難ケースの地域ケア会議を開催する等、重層的支援体制を推進しているというところです。

高齢者の移動手段の確保及び買い物支援につきましては、高齢化の進展や運転免許証の自主返納に伴い、単に「移動する」「買い物をする」ということだけでだけではなくて、健康維持や閉じこもり予防、外出機会の減少による認知機能の低下を招くリスクに直結す

る極めて重要な課題であると認識しております。

昨年度実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によりますと、厚生労働省のガイドラインに示されている「閉じこもり」いわゆる1週間のうちに家を出る機会が1回未満というふうに厚生労働省では言っておりますが、この閉じこもり傾向に該当する方が全体の27.6%となっております。「病院や買い物に行くときに困っていること」という、そういう質問に対しましては、7.3%の方が、移動手段がないというふうな答えもされております。

これらの課題に対しまして、現在、町民への情報の周知やサービス利用の推進・声掛け等を行っております、生活の一部として定着しつつある状況にはそういう部分がございますが、更に、既存の町内路線バスやデマンドタクシーの拡充、福祉有償運送の活用、地域住民が主体となる支え合い型の移動支援の可能性についても、今後調査を検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

これまでお話をさせていただいた課題は、当町に限らず現代社会に共通した課題でありまして、なかなか一朝一夕には解決できる課題ではないというふうには考えておりますが、高齢者の方々が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して自分らしい暮らしを続けていけることができるよう、支援体制の更なる充実に、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。答弁をいただいて、以前よりは、高齢者の方々、健康な高齢者の方々増えているのかなと。町のスポーツイベントに対したり、様々な活動にも参加していただいている高齢者の方々、また町民の方々が増えてきていることに大変ありがたいのかなと思ってます。

その上でも、高齢者のそういった複雑な課題、複雑な対応も含めた上で、包括支援センターや様々な関係機関の方が、課題や対応も踏まえた上で対応していることに対して、すごく自分もそういった関係機関にありがたく思っている高齢者が大変いることにすごく感銘を受けている次第です。

今まで本当であれば、今まで生活に普通に、日常生活や作業ができていたのに、急な体調の変化によりできなくなるという高齢者の話を聞いて、本当に心身的な衰えに加えてメンタル面のサポートも重要になってくるのかなと言えます。

高齢者の社会参加や地域の支え合い活動に対し、意識の世代間交流と地域の支え合いの仕組みづくりとして、そういったボランティアをされた方へのポイントを付与する仕組みの導入や、子供から高齢者まで集えるコミュニティの場の作りやボランティアの担い手育成にも繋がると考えておりますので、今後、様々な事業が考えられている上でそういったボランティア関係の事業の方も、もっと盛り上がっていただければなと思ってます。

また、子供や高齢者、障害者などすべての人々が地域や暮らし、生きがいを自分事として捉えて、ともにつくる地域共生社会の実現や誰1人も取り残さない、交流拠点のセーフティネットの整備をこれまで以上に充実していただいて、充実に向けて再確認、また更新

をお願いしたいと思います。

それでは②の質問に入りたいと思います。農林業を含めた基幹産業の育成への取り組みとして、地域産業としての農業や林業などに一次産業において、担い手不足や高齢化が最近ではさらに深刻化しているようです。

また、共同作業、草刈や水路の維持などを各集落単独で行うことにも限界が近づいており、集落機能の低下も少なくない状況であります。あわせて基幹産業の衰退は地域内での、経済循環の縮小にも直結しており、そこで労働力の確保が急務となっている現在の基幹産業が抱える課題や集落の垣根を越えた労働力支援など、作業受託の公益化に対する行政のバックアップ体制などの認識をお伺いしたいと思います。

○町長

はい。ただいまのご質問にお答えをいたします。当町の基幹産業である農林業の育成についてということのご質問でありました。

当町におきまして、農業、そして全国有数のブランドである「金山杉」をはじめとする林業は、単に地域経済を支えるだけではなく、先人が築き上げてこられた美しい景観の維持、自然環境の保護や防災、さらには当町の伝統文化を支える、極めて重要な役割を担う大切な財産であります。

しかしながら、大場議員からも極めて深刻な現状認識がただいま示されましたとおり、当町の一次産業におけます担い手不足と高齢化の進行は、まさに地域経済の縮小のみならず、地区機能の維持をも脅かす、最優先の課題であるという認識も強くしているところでもあります。

これまで各地区が守り抜いてこられた草刈や水路維持といった共同作業が、単独の地区では限界を迎えつつあるという実態もあるのが現実的であり、そういったことにつきましては極めて重く受け止めているところでございます。

こうした厳しい局面に立ち向かうためには、ただいま大場議員からも提唱された「世代や分野の垣根を超えて支え合える相互扶助」という精神は、多面的機能直接支払い制度における単なる農業インフラの維持に留まらず、地域のつながりを維持するための命綱ととらえており、持続可能な美しい農村風景を未来に引き継ぐためにも大きな意味を持つものと感じております。

現在の労働力不足を補う具体策として、地区の枠組みを超えた「労働力のシェアリング」や「作業受託の広域化」を進めることは大変有効な手段であり、町といたしましても、広域的な連携組織の立ち上げ支援や、スマート農林業機械の導入に対する財政的な支援など、効率的な農地・森林を維持していける強固なバックアップ体制の整備に対応してまいりたいと考えております。まずは以上です。

○大場議員

はい。やはり町長が今答弁していただいたように、やはり地域や様々な職種を越えた上で、労働力のシェアが今後、必要になってくるっていう答弁をいただいて、自分もそうだ

と思っております。やはり同じ地域で同じ人数で作業されている方々がいるっていうと限られませんので、地域を越えたそういったバックアップ体制が今後必要になるのかなと思っております。

そこで再質問なんですけど、農家と求職者の隙間時間をマッチングする取り組みは山形県でも実施されており、行政や自治体職員だけでなく、就労者不足や、後継者不足が年々課題として拡大していく中で、繁忙期での労働力不足を解決する取り組みが広がっているようです。

そこで、地域コミュニティや企業間で「支え合い」を機能するための、各種多目的交付金の柔軟な運用や「マッチング支援」などの具体的な行政支援、また、持続可能な産業への中長期的な視点で、現時点で考えている基本計画や、仮称ですが「支え合いのまちづくり条例」の策定などの見解について伺いたいと思います。

○栗田議長

農林課長。

○農林課長

大場議員のただいまの質問に対して回答させていただきたいと思います。

地域コミュニティや企業間での「支え合い」を実効性のあるものとするためには、単なる理念にとどまらず、現場のニーズに即した予算・制度面での具体的なバックアップ体制が必要であると認識しております。

まず、各種多目的交付金（多面的機能直接支払交付金）の柔軟な運用につきましては、これまでの「単一の地区内での活動に限定する」という運用の枠組みを見直し、人手不足に悩む地区の共同作業に対して、他の地区や地域の民間企業から応援人員が派遣された際、受け入れ側の交付金から応援側への謝金や活動資機材費を円滑に支払えるような特例措置や、手続きを簡素化した町独自の運用ガイドラインの策定に向けて、今後具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

これにより、制度面から地区の垣根を越えた共助を力強く後押しできるよう、運用の見直しに着手してまいります。

また、単なる一過性のボランティア活動で終わらせないための「マッチング支援」につきましては、当町が持つ「冬期間の豪雪」という特性や、農林業の繁忙期・農閑期の波を活かした取り組みを具体化してまいりたいと考えております。

「春から秋の農繁期は農林業の現場へ、冬期間は除雪事業や建設業の現場へ」といった、地域内での「季節間労働力シェアリング」の仕組みについて、行政がどのように仲介役（コーディネーター）を果たせるか、実効性のあるマッチングシステムの構築に向けて、今後、具体的な検討を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、一次産業の労働力不足解消と地域内での通年雇用の安定を同時に達成するアプローチを模索してまいります。

こうした取り組みを中長期的に持続可能なものとするため、当町の最高位計画である

「金山町総合発展計画」の次期策定時においては、農林業の労働力確保策や集落の維持のための連携強化を重点施策として明確に位置付ける方向で今後検討を進めてまいります。

大場議員からご提案いただきました「支え合いのまちづくり条例（仮称）」の策定につきましても、今後調査・研究を進めてまいります。

その際、住民、企業、そして行政が対等なパートナーとして、基幹産業や地域生活を支え合う理念を明文化し、他自治体の先行事例を精査しながら、当町に即した具体的な制度設計を今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。集落支援としてこの多目的交付金の柔軟な運用の見直し、また運用ガイドラインの検討が今後されるということで、大変違った形で支え合いの方が広がるのかなと思っております。大変うれしく思っています。

今後のそういった検討に期待をしているところでございます。新聞・報道では、県内の自治体で年齢や職種問わず、農業体験について取り上げている記事を目にします。

また、先日も金山でも落花生の植栽、植え付けで企業の社員や家族が体験したという記事を見つけて、この農業体験による人材確保と関係人口の創出に大変繋がっているのかなと思います。

体験から就農へステップアップできる支援体制、新規就農や定住移住。また、都市住民観光客向けの農業体系イベントを通じた、地域活性化に繋がるこの取り組みに対して、また「おてつたび」今まで皆さんが知ってるように「おてつたび」だけでなく、隙間時間を価値に変える労働力シェア事業の取り組みにも大変期待が持てますので、今後の計画の検討に大変進むのではと思っています。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは3番の質問に移ります。芸術・伝統文化継承への取り組みについてお伺いしたいと思います。

国では文化芸術全般にわたる基本的な法律として、文化芸術振興基本法を策定しており、山形県でも文化芸術に関連したプランや条例が策定され、成功の方向性を示しています。県内でも鶴岡市で計画策定している地方文化芸術推進基本計画では、令和3年度から5ヵ年にわたり、豊かな自然の中での暮らしは住民の精神的な一体感を育み、豊穡を願う民俗芸能や伝統行事における推進を実施されております。

そこで質問となります。文化芸術活動は豊かな人間形成と地域産業の振興、新しい時代が求める諸課題で対応できる活力の活性化、公共の利益につなげる上で、町ではどのような伝統文化などの担い手育成や、高齢化の現状をどう把握し、実施計画を策定しているのか。また行政と地域社会がいかに協力して、芸術・伝統文化を継承していくのか。見解を町長にお伺いしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

それでは、ただいまの大場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当町におきまして、先人の皆さんが長年にわたり育んできました伝統芸能や芸術文化は、地域住民の絆を深め、郷土への誇りを醸成する極めて重要な財産であると認識をしております。

少子高齢化や人口減少が深刻化する中にありましても、芸術文化活動を通して住民同士が互いに教え合い、支え合う「相互扶助」の精神は、これら文化の価値をさらに高め、次代へつなぐ大きな原動力になるものと考えております。

当町の夏を彩る「金山まつり」におきましては、社会的・物理的影響を経ながらも、今一度、実行委員会の機運醸成を図るために、各若連から2名ずつ参加して、令和7年9月に歌舞伎見学研修を実施いたしました。

山車製作の技術向上だけではなく、若連同士が金山まつりの課題を共有し、いかに継続して取り組むことができるかについて話し合える良い機会となったと捉えております。

現状では「継続困難」というネガティブな意見は少なく、まつりを盛り上げるための必要な取り組みを検討しており、各若連が少ない負担で取り組めるよう町といたしましても、実行委員会とサポートしながら、共に寄り添って対応していきたいと考えております。

また、金山町芸術文化協会では、加入している15の団体が中心となり、茶道、踊り、番楽といった幅広い分野で活発な活動を展開されております。

特に、長年研鑽を積まれた世代の方々が、豊かな知識と技術を保持され、地域文化の「担い手」として大変大きな役割を果たされているところでもあります。

しかしながら、その継承に向けた課題も顕在化しており、一つ目は、芸術文化協会会員の減少による活動の停滞が心配されることであります。今年度に入りまして、会員の高齢化などを主な理由に、3つの団体が協会を脱会され、会員数も193名から160名程度へと減少いたしております。

二つ目は、ライフスタイルの多様化により、現役世代や子供たちの伝統文化に対して継続的に関わる時間を確保しにくくなっており、地域コミュニティの変化に伴い、伝統行事を「自分ごと」として捉える意識の醸成が難しくなっている現状もございます。

伝統芸能や芸術文化は、人々の生活を豊かにするだけではなく、孤立を防ぎ、絆をつむぐ拠点となるものでございます。

このため、今年度の新たな試みとして、地域包括支援センターと連携し、「小さな拠点づくり支援事業」を芸術文化協会の活動と結びつけ「福祉の視点」を取り入れることで、活動の継続と交流の拡充を力強く後押ししてまいります。

また、より多くの町民の皆様文化活動の魅力を伝え、参加意欲を高めていただけるよう、芸術文化協会の皆様と知恵を出し合い、効果的な情報発信のあり方を検討・実施し、町民の皆様の心豊かな暮らしと、地域への愛着につながる機会を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。先ほど町長から答弁があったように、様々な形で地域や伝統文化を盛り上げる様々な活動や団体が少しずつ減ってきていることに対して、すごく残念に思うとともに、県が実施する「山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金」などの情報周知や町単独の移住定住施策と連携した職人確保の方も重要になってくるのかなと思います。

町全体を1つの博物館と捉える街並み100年運動の理念とどのように今後結びつけるかがポイントとなるのかなと思ってます。その上で、町制施行100周年記念スピンオフ映像「りゅうの時間」では、明安歌舞伎を経験する映像が流れ、そこで小中学生が参加し、地域の大人たちとの助け合いがありながらも、協力しながら地域の文化の継承がなされたことに大変感銘を感じておりました。

文化庁などが推進する文化芸術活動に対する支援事業を活用した子供たちへの、体験の機会を創出を促す上で、地域の保存会が学校の授業や部活動で指導できる世代間連携と、学校教育の活動用として、学校側ではどのように捉え、今後どのように指導体験の場を作るのか、教育長に伺いたいと思います。

○栗田議長

教育長。

○教育長

では、大場議員のご質問にお答えしたいと思います。議員からご紹介ありました、町制施行100周年記念スピンオフ映像の「りゅうの時間」の中でそれが描かれておまして、子どもたちが地域の大人たちの温かい助け合いのもとで伝統文化を体験し、協力し合う姿。これは地域ぐるみで次世代を育てる「助け合い」の象徴的なものというふうに私も深く感銘を受けているところでございます。

学校現場におきまして、学校再編にともない懸念されていた地域伝統芸能の希薄化に対し、毎年度「子ども伝統芸能活動」を推進してまいりました。具体的には、「明安こども歌舞伎」では、地域の専門的な指導者の方々の多大なご協力をいただきながら、希望する子供たちが直接、本物の文化に触れる貴重な機会を設けており、今年度の会員数は現在のところ6名でございます。

学校現場では、こうした地域の方々の指導による「世代間連携」の取り組みは、子どもたちの豊かな感性と郷土愛を育む上で大変有意義なものであると考えております。

これは芸術文化のみならず、地区の祭りや育成会活動でも培うことができるもので、社会教育の分野におきましては、例えば現在、金山まつりでは、安沢・荒屋・中田などの囃子若連から活躍いただいておりますが、そこには多くの子どもたちが参加しております。そういう点でも、豊かな感性、郷土愛育むことの一助となっているのではないかなというふうに考えております。

また、各種団体の活動、先ほど町長の答弁にもございましたが、芸術文化協会の活動などにも多く子どもたちも参加をさせていただいておるところでございます。その他、多世代の運動教室などを通じて、新たな「相互扶助」の場、あるいは世代間交流の場を創出す

ることが可能であると考えております。

今後とも、関係各課や地域の皆様、そして学校現場と緊密に連携を図りながら、子どもたちが地域の芸術文化・伝統文化に親しみ、学ぶことのできる指導・体験の場の確保と充実に努めてまいります。以上です。

○大場議員

はい。他自治体では、高齢者や学校、地域を横断して文化芸術活動を支援する生涯学習計画や文化芸術推進基本計画が策定されているところがあり、やはり先進事例を参考に、地に足のついた施策を今後お願いしたいなと思っております。

それでは大きい2番目にあります、行政に求められる政策についてお伺いしたいと思います。

①意見反映のためのガイドラインとして、こども基本法の施行から3年が経ち、全国的に小中学校での総合学習での発表や意見を聞く取り組みが広がっております。こども基本法では、このこどもの基本表明機会の確保と、意見尊重やこどもの意見を政策に反映させることが定められております。

町では小学校の学習発表会や中学校での総合学習での金山学、金山校の模擬議会でこども政策の立案に対し意見を聴き、正当に考慮していることに感じられます。

また、一方では「意見を聴くだけ」になりがちな自治体もある上で、「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の現状と発想、また視点を活かした政策立案に向けての課題を伺いたいと思います。

○町長

はい。ただいまご質問にお答えをさせていただきます。ただいまご質問にあります「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」につきましては、こども基本法（2023年4月施行）に基づき、国や地方自治体の政策を決めるときに「こどもや若者の意見をしっかりと聴き、それをどのように政策に反映させるか」についての、具体的な手順やポイントをまとめた指針となっており、それらに関する現状と課題について、令和6年度に策定いたしました「かねやま子育て応援プラン（第3期金山町子ども・子育て支援事業計画）」であります。及び令和5年度に実施いたしました「金山町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」それから「金山町健康実態調査」の結果に基づき、それらについて答弁をしたいと思います。

当町では、従前より高校生による、ただいま大場議員もお話しされておりましたが、模擬議会でありますとか、また町づくりフォーラム、これは隔年でそれぞれ開催をしているものですが、そういったものをはじめ、小中学校における総合的な学習の時間を通じて、子どもたちの意見を町づくりにつなげる取り組みを先進的に行ってきており、これまでも高校生による模擬議会で提案のあった「昭和レトロ館」でありますとか、「町の鳥」・「町外金山高校生へのバス運賃補助」につきましては、町の事業として具現化をしている状況にあります。

これらは、こども家庭庁が示す「こどもまんなか社会」の実現やこども基本法の考え方に当てはまる取り組みであり、「子どもの最善の利益」の追求や、子どもたちの幸福・意見を正当に考慮するうえで大変重要な取り組みの 1 つとして捉えているところであります。

今回の第 3 期計画の策定プロセスにおきましても、令和 6 年 1 月に小学 5 年生から高校生年代を対象としたニーズ調査を実施し、子どもたちの生の声や将来のアイデアを直接聴取し、検討資料として活用をしております。

ニーズ調査結果で特に注目すべきものといしまして、「大切だと思う子どもへの取り組み（小中高共通の視点）」という質問では、小中学生・高校生ともに「楽しい学校生活を送れること」が、小中で 52%、高校で 50%となっており、「虐待やいじめをなくすこと」への関心が極めて高く、学校生活の充実や安全の確保を強く求めています。

また、高校生では「学費などで困らないように助けてもらうこと」が 39.3%といった、将来の経済的安定への要望も顕在化しております。

「大人になったときの町の姿」という質問では、小中学生は「お年寄りや障がいのある方も住みやすい、福祉がゆきとどいた町」が 41.9%と最も多く、最も高く、周囲を思いやるやさしい視点を持っていることが読み取れるところであります。

一方で、高校生は「子どもが元気に生き生きと暮らせる町」が 43.8%と、最も多く、次いで「自然が残る美しい景色のある町」が 35.7%でありますとか、「いきいきと働ける、産業が盛んな町」が 32.1%となっており、より具体的な定住・就労環境への意識が高まっていると感じたところであります。

議員ご指摘の通り、「意見を聴く」という入口だけで終わらず、実効性のある政策へブラッシュアップさせることが今後の大きな課題と捉えており、関係機関が有機的に連携して、実現に向けて行動していくことが求められると考えております。

その取り組みの一つとして、「放課後や休みの日に自由に遊べる場所が欲しい」という子ども・親世代の強いニーズに応えるため、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携・一体型の設置を検討しているところでもございます。

今後、国が自治体に策定を求めている（現状では努力義務）となっておりますが、子どもたちの意見を反映した「子ども計画」の策定に向けて検討を進めてまいります。本計画で定めた成果指標や各事業に基づき、家庭教育推進委員会等で審議を重ねながら、PDCAサイクルを地域社会全体で確立し、子どもたちの提案やニーズが町の施策の改善・更新へとつながる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大場議員

はい。この政策反映に向けてガイドラインの方を企画段階や素案段階など、今後、声を上げづらい子どもたち、子どもについての意見表明の機会も確保できるよう、お願いしたいなと思います。

それでは時間が無いようですのでちょっと急がさせていただきます。

意見が尊重されるための主権者教育として、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、

これで今年で10年です。

この間、学校現場では主権者教育が急激に広がり、地域の特性に合わせた模擬選挙や、模擬議会などの実践的な学習も広がっております。

そこで今後の社会参加や町づくりなど、子どもたちの声が行政に届く仕組みづくりが必要と考えますが、意見が尊重されるための今後の主権者教育についてどうあるべきか、教育長に回答だけいただいて、質問を終わりたいと思います。

○教育長

はい。では手短にお話したいと思います。あとは詳しくは個人的にお話申し上げますが、キーワードとしては今までの提言から参加、そして参画というふうに時代を追って子供たちにその場を提供していくことだと思います。提言というのはこういうことをしたらいいんじゃないのかということです。それが現在のところ当町においては、先ほど町長の答弁にもございましたが、「昭和レトロ館」など、その意見を活かして町でそれを具体化するところまでできております。大変その一歩がきてるなというふうに思いますが、今後考えていかなければならないのは、参加じゃなくて参画だと思うんです。一緒になって子どものアイディアが出てきました、それを予算をつけましょう。そして、その予算を役場の職員と一緒に中学生、高校生が具体化していく。そういうような場をこちら側で提供できないかなという、これは私個人の私見ですので、町の考えではございませんが、そういうふうな考え方を持って子どもたちが政治に関心を持っていただくこと、そして自分たちで町を変えられる。そういうふうな仕組みを作っていくことが、教育行政に課せられた課題かなというふうに思っております。以上です。

○大場議員

はい。質問を終わります。

○栗田議長

はい、ここで一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

11時44分 休憩

13時00分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、沼澤道也議員の質問を許します。

○沼澤議員

9番、沼澤です。久しぶりの一般質問をいたします。

田植えの方も終わってきました。私も田植えだけはお願いして、後は全部自分でやります。年取ったふりすれば1年ごと、なかなか疲れが出るような、そんな感じを受けた今年でした。あまりに疲れましたので、ホットハウスカムロに風呂入りに行きまして、金多楼でホルモン定食食べて何とか田植えを終わらしましたが、ずっと田んぼ、前ですと全町見ていましたが、私は今、片貝と役場来るときの道路沿いしかなかかなか見れないんですが、ほぼ終わっております。

私がさっき言ったように、少し年を感じるということを踏まえてずっと見ていくと、この田植え、田んぼはどんなドラマを作りながら、ここまで来たのかなと。この家はこの人はこの組織はというふうに思っ見てます。そこにいろんな変化が感じられるように思います。

ぜひ、「さつきできていがったなあ」というふうに普通の人は思うかもしれませんが、やっぱりそこまではそれぞれの、ドラマがあるということを思い浮かべて田植えを見ていただくと、今の町の水稻の農業の現状が見えるのではないかというふうに思います。

この前職員の研修報告を聞きに行った時に、ある職員がセンサスの話とかね、統計学みたいなものを勉強したという報告がありました。その時に私は国や県に行くと、数字でいろんな物事の判断できるけども、やっぱり町という現場に立っている町の立場からすると、そこに人間の心が含まれますよってという話をしたつもりです。

そういうことも踏まえて、できるだけ身近にそういうストーリーを考えながら着手することが進んでいる状況を捉えていくと、別の農業振興策というものが見えてくるのではないかということをまず最初に言わせていただきます。

それから話を大きくしないけども、テレビを見ると、私たちは日本人なのかということをよく感じます。簡単に言うと、トランプさんが出ない日はない。野球がプロ野球よりも、大リーグのドジャースの話しか出てこない。こういう状況で、非常に世界が我々身近なところにあるなというふうに思います。

この前もある人としゃべったら、「ニラまるき」のビニールとかテープとかそういうものが、農協は何かあるような話ですが、個別にやってる農家からすると、そういうものも手配が難しいような状況があるようです。この辺は町長も、国に県を代表していろいろお願いしているようですが、ぜひ万全の体制で現場の話を聞いていただければというふうに思います。

さて、今回なぜ一般質問しようと思ったのかというのは、ここに今回のテーマは金山農業のこれからということですが、園芸振興と地域計画の2つを聞きたくてしました。

まず最初に、園芸振興ですが、ライフビジョンっていうのがある。ライフビジョンというところが毎回ガヤガヤと鳴りますので見てますけども。4月21日のライフビジョンで、ここに「定年退職後の取り組みとしてニラ栽培を」という情報がありました。かなり詳しく、収支決算から技術資料から出ていたものでした。

これを見て、時代が違ってきたのかなあというふうに強く思ったんです。自分たちがニ

ラをする時、或いは今の金山で言えば、ニラやきゅうりをする時にこういうものを取り入れて進めたときの思い出が、このライフビジョンを見て思い出したんです。

結論から言うと、どんな目標を持ってこれを出したのかっていうことなんです。この形で、ニラ栽培の拡大ができるんだろうかということです。

さっき言いましたように、それぞれの田んぼも家や組織のストーリーがあって、今の形が見える。つまり、その人の、或いはその組織の心っていうか、考え方がないと行動にはなかなか移ってこないんです。ニラ栽培をこういうインターネットで進めて、果たしてどれだけの人が心が動くのかなあと。今の時代だったらしょうがないのかなというふうに思いながら、本当に心を動かして、ニラを拡大するという時に、このやり方で本当にいいんだろうかと。もう、私たちも私もデジタル時代の人間ではありませんので、なかなかその辺は分からない。

ただ、去年、有屋の田んぼが誰もする人いないので、誰かする人いませんかという情報も、町の広報誌まで入れてやりました。しかし、現実には誰もそれを引き受ける人がいませんでした。つまり、心が動かなかった。誰も。そういう疑問を持ちながら、この7月21日のライフビジョンを見て、これはやっぱり私も時代が変わったということをもう一度考え直して、金山の農業、地域農業というものをやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかということで心が奮えまして、今日一般質問をすることにしたんです。

ここに書いてあるように、どんな背景を捉えて、どんな背景、現状としてどういうふうに捉えて、さらに言えば、このニラの拡大というものを、町農業の発展、農業発展の位置付けとしてどういうふうに議論されたのか。そして、どういう方向性を持って、この情報を流したのか。ここです。町や或いは現実に進めている農協の立場からすれば、単なる個人の趣味で作物を作る。これは個人対応としていいんです。ただ、町や農協が考えるのは、それらを集めたときにどういう地域の金山の農業というものが形成されていくのかということをやっば考えての提案をしなきゃいけないんじゃないかというふうに、今でもここは思ってます。

そこで、まずはこのライフビジョンで流した情報の背景や、或いは農業の位置づけや、或いはこれからの方向性やそういうものがどんな議論がされて、あの情報になったのか聞きたいと思います。勉強させてください。

○栗田議長

はい、農林課長。

○農林課長

はい。私の方から回答させていただきたいと思います。

最初に今、沼澤議員からもありました、もう時代の変化というところがポイントかと思えますし、ライフビジョンで流したものがすべてがニラ栽培の拡大っていうわけではなくて、様々な手段で作付拡大に目指してやっている中の1つであるということをご理解いただきたいと思います。

それでは回答させていただきたいと思います。沼澤議員からもありましたように、去る4月21日にライフビジョンにおいて、「ニラ産地の維持・発展につなげるため、定年退職後のニラ栽培」に関する情報を発信いたしました。今も、町のホームページに常時掲載をしているところございまして、このライフビジョンだけではなく、町のホームページにも常に載せているというところでございます。

質問にありました背景と町農業における位置づけですが、この取り組みの背景には、農業における「深刻な担い手不足」と「高齢化」がございます。ニラ農家につきましては、現在、33戸の令和8年産のニラ農家がございます。7年からリタイアされた方が3農家ございます。高齢者なってもう自動車運転できなくなったという理由とかがあって、リタイアされた方が3人。新たに新規栽培をしたいという新規就農者が2人ございまして、7年度から1名減ということで、ほぼ産地としては、まずは前年並みを維持しているところでございます。

先ほども言いました「担い手不足」と「高齢化」というのがございます。現在基幹的な農業従事者が減少する一方で、今後、定年退職を迎えられた方々の中には、「健康維持や地域貢献のために、無理のない範囲で農業に携わりたい」という潜在的なニーズがあるものと考えております。

ニラはご承知の通り、一度植え付ければ数年にわたり収穫が可能です。定年退職世代や高齢者の方々が自身のペースで取り組みやすいという特性も持っております。

当町農業における位置づけとしては、大規模な担い手については、稲作を中心に面積を大規模経営でこなす一方で、地域の農地を荒廃から守る「地域密着型の高収益園芸品目」として、金山のブランドは長年形成されてまいりましたし、栽培・集荷、さらには市場からの販売までしっかりと今定着しているところでもございます。

今後の検討・方向性といったしましては、単なるこれが情報発信だけではなくて、農林課、農業委員会、農協による「一人では悩ませない」三位一体のサポート体制というところを改めてこれ作るにあたって確認をしたところでございます。初期投資を支援する町の補助制度の活用や、さらには出荷・流通体制のバックアップなど、初心者でも安心して参入できる環境づくりを、この町農業委員会、農協が手を組みまして進めていければということでございます。定年退職世代の新たな生きがい創出と、町全体の園芸生産額の維持・拡大を図っていければという思いで、今回作ったところでございます。以上です。

○沼澤議員

これをずっと最初見たときに、「あれ健康福祉課が高齢者健康対策の1つとしてこれを打ち出したのかな」というふうに思っずずっと面白く見ていった。最後の方になったら農政課って書いてあったもんだから、あれと思ったんですね。

これで本当に担い手がちゃんとなったりするのかなというふうに思っておりますけども。ただ、私も親父と一緒に百姓したときに、50歳頃だったかな、親父から「そろそろヤロ朝早く起きて草刈でもしろ」こう言われました。農協忙しい時駄目だと言いたいんだけど、

言わないで「ほんだらまずおめ下からしてこい、おれ上からしていくさげ」こうやってしたもの。結局は全部親父がみなしたんだ。これは親父からすると「どげしてほげ言った」と聞いだでば、「本当は最後まで責任を持つようなことはやんだわ」こうでした。だから、「おれも上からしてくっから、下からしてこい」と。いがべと言ってやんべの世界で、親父との関係を保った経験があるんです。

何言いたいかというと、年は取ってくるとよ、やっぱり最後の最後まで責任をとることが嫌になるんです。部分的な仕事、こういうことについてはいくらでも体力が続く限りできるんだけど、最後の責任まで、これはなかなか嫌になってくる。年とってくと分かります。私は後いねさげて、年取ってもまだ最後まで責任取りますけどもよ。そうじゃない限りは、そういう心情になるってくるんじゃないかと。それで、話を聞いて思ったことは、今課長から聞いて思ったことは、有屋ファームの形成の時にどういう議論がされたか。どういう考え方をとったかと。2つありました。

1つは、年取っていくと女の人達は町の天日裏で半日もお茶飲んで話し合いができる。しかし男は小屋さ入ってるばんだと。だから、そういうじいさんばあさんみたいな人たちを外に出すような仕組みが必要なのではないかというのが1つです。

もう1つは、東大の、今は明治だか、東大の小田切先生とつき合いがありましてな。全国を回って高齢者にアンケートを取ったら「年金の他に3万から5万もらえば、孫っちゃんこづかいくったり、嫁子ちゃん飯の代金少しくったりできると。ほんた3万や5万ぐらいなんぼでもできるんやないか」とこういうふうになられたんです。それぐらいの仕事をつくることができるんじゃないかと。

当時は労働力不足ということも顕著に現れてきた時でしたので、何とか出荷量をきちっと核として出荷量を出すところが1つ。そして、各個別の農家がそこに、個別農家、特に当時は山崎なんかは山崎の運動会とかスポーツ大会とかね、それから小学校・中学校の運動会だというよ、もうみんなほっち行ってニラ出てこね。

だから、ある程度平均的に出せるような組織が必要だということもあって、たまたま、有屋のあそこの宮のあそこが県のお金を使って排水の基盤整備をしたこともあってよ。じゃあということで、有屋ファームの形成ということを考えて。つまり、有屋ファームを形成すると、全体の管理は若い人がしなきゃいけません。それはドリームファーマーズの人達も願います。ただ、「まるけかた」とかつてのは、周辺のおばあちゃんと言われるような人たちも含めて、集めてやったらどうかということをしたんです。

つまりさっき言った、最初から最後まで責任を持たない老人層の働き方、関わり方。これだったらやれるんじゃないかということで、有屋ファーム。当初は、有屋ファームに1ヶ所、有屋に1ヶ所、それから荒屋の開田。あそこに今は凝山のあれがしてつけどよ、あそこに1ヶ所。できれば中田・宮。そこにそういう、集团的なものをやってそこで若い人が全体管理をする。周辺の老人が仕事するという仕組みをして、市場にはきちっといつ何どきあっても、運動会だろうがなんだろうが法事だろうがなんだろうが、とにかく一定の

量が出荷できるというのが市場評価を高める方法ではないかと。少しだけでも、その全体管理をする若い人たちの後継者もそこで生まれてくるのではないかと考えて、有屋ファームを形成したものです。

だからそう考えるには、さっき言ったように、いろんな人たちのいろんな現場の状況を頭の中でいろいろ工夫して考えて、有屋ファームの形成をしたところですよ。そのためには、母ちゃん達さ頼まねんねから、歩いて、「ほげすっさげ、まるぎがた頼む」等というね、そういうお願いも、歩いてお願いしたことを思い出しました。という経験からいぐどよ、どうもよ、ああいう情報の流し方で本当に、心が動くのかということです。

皆さん、今度、役場定年退職するあたり考えてみてください。自分の身になって考えたときに、本当にそれだったらやろうかというふうになるのかどうかです。自分の身に置いて考えてやらないと、相手の心は動かないっていうふうには私はずっと思っています。現場、状況、そういうものをちゃんとしないといけないんじゃないかというふうに思ってます。

講演をする気で一般質問したわけでもありませんので、ぜひ改めてもう1回、ちょっと方向について、その選択肢も一つだということは分かりましたので、どれぐらいの、もっと言うと、どれぐらいの数と面積とか、そういうものの目標というものを持っての提案になったのか。そういう議論がされたのか、改めてお聞きして、この件を終わります。

○栗田議長

農林課長。

○農林課長

有屋ファームの歴史、その当時の難儀について、私もその当時産業課にいましたので、十分理解しているところでございます。

今のニラ農家の形態といいますと、農業法人を形成してもう企業的にニラ出荷してるところもございますし、有屋ファームも、もちろん農業法人の一角で町内の高齢者を雇用して、上手く活用してやってるっていう姿は十分こちらとしても把握しているところでございます。

先ほど新たに2戸の農業者が取り組みを始めるっていうご紹介を申し上げましたけども、1人は町内の縫製会社が閉鎖したことによって、そこをやめて自分がニラ製作をしたいということでニラ栽培をする方や、また今までタラの芽だったんですけども、タラの芽よりニラの方が収益性があって、作ってる方も多いということで、新たにニラ栽培をしていくっていうことで取り組まれているようです。

これを今、ライフビジョンで流したわけですけども、残念ながら現在のところ、町民の方からの問い合わせはないんですけども。

6月16日に、栃木県の河内農業振興事務所のニラ女性勉強会っていう方々7名が視察に来ることになってます。どこの産地も同じような状況でして、皆さん高齢化して栽培する方が減ってるっていうところは同じです。こういった取り組みをぜひ金山に来て視察したいというご意見もあったので、この内容については、私どもとしては間違いはない取り組

みだったとは思っております。

どのくらいの人数と生産量というところでございますけども、できれば5名程度で、生産量としては1人当たり300万円を所得に目指していくところもございますので、1,500万から2,000万円程度を目指していきたいと思っておりますし、今後、米もなかなか余り傾向にございますので、そこを園芸品目といえば、金山といえばニラです。そこは農協と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。以上になります。

○沼澤議員

老人ですので、よくテレビを見ます。今日のNHKの6時15分からの山形版で、明日のあれが出てきますな。その1つによ、真室川のニラ栽培が出る。その言い方が、どういう言い方、ちょっと忘れたけども金山で言ってるニラの里みたいな。ニラ的一大産地という表現だったと思うんだけど。NHKからすればこれ各市町村適当にね、出さなんねから、たまたま真室川に行ったと思うんだけど、どうもその言い回しというのが何か、ニラはもう真室川という感じに聞こえてよ。なんかよ、ニラ一番最初にした金山としたらよ、正直面白くなく。今日NHK見てけると思っていますけど。ぜひ有屋ファームのようなニラの出荷形態をしているところはあんまりないですよ。全国的にも珍しいということです。だから、私は個別でやることも1つなんだけど、やっぱりそれをもっと集団的にやる方法、これも町として、或いは農協としても考えて、考えた組織化をぜひ考えていただきたいということです。

これも前に、一組織100万円補助という提案をしたことがあります。議員なりたてのころ、一組織に100万円を補助すると。だからニラの前段階、ここで言う1年前の話だな。苗代、肥料代、それから環境の整備、こういうのを含めて100万円の補助をすると。

それは5町歩なのか10町歩なんかはまだ決めてなかったんですが、そういうやり方で、有屋ファームの第2・第3を作っていくという考え方でそういう提案をしたところですが、それも何もなく、今日なってきたということです。

真室川がなぜあんなったかというのは、農協も頑張ったんだろうけども、私はやっぱり町が頑張ったんじゃないかと。つまり表に出てこない支援策ってのは相当あるんじゃないかというふうに思ってます。

具体的に聞いたことはありませんけども、その辺、もう少し産地形成がちゃんとされるような方式ってのは何なのかということも、もう少しちゃんと議論していただいて、ますます金山のニラが、きゅうりが、タラの芽が、いわゆる園芸作物というものが増えるような仕組みづくり。何も個別複合、個別農業でやるっていうだけが能じゃないと思いますよ。そういうことも含めて、改めて議論させていただければありがたいと。発展させて欲しいということをお願いして、この話は終わりにします。

続いて、地域計画のことです。これはここ2年ぐらいかな、取り組んで3年ぐらいなるのかな、やりました。一番最初にこの話を、常任委員会で提案されたときに私は「国の言う通りしては何にも、次のことが見えませんよ」という話をしたつもりです。だからアン

ケートを国の或いは県が出したそのまま使うんじゃなくて、金山の状況に合わせて、今後どういうふうに考えたらいいかということも参考になるようなアンケートのとり方をしたらどうかと。具体的に何ですかって聞かれたから、3年後、この中期計画は10年後あなたは どうしてますかっていう質問ですね。その時も笑いながら言いました。「私がアンケートで、私の家に来たらもう死んでますっていうふうに書くしかない」と。だから、そうじゃなくて3年後あなたは どうしてますかという新しい項目を作ったらどうかと。そうすると、3年後までは300戸か400戸ぐらいあるうちの半分以上はまだ3年間は大丈夫だと。この3年間かけて次の手を考えようじゃないかと。そういうふうにして、3年後をつけたアンケートをとったんです。そんなに簡単に変わりませんよ。でも、すごい勢いで、田んぼをやめる人が増えていることは確かです。だから、もう10年後なんて、あんな国のその10年後なんて分かるわけない。だから5年後ぐらいにして、本当はやっぱりちゃんとすべきだというふうに俺は思ってる。それほど長期視点に立った農業をやるのが難しいという状況にあると。一部大規模やってる人は別にしてもよ。今までの伝統的な農法農業でやってる農家からすると、それは難しいと思います。

この2年間、一応国が、或いは県がいいですよというふうなまとめ方はされたようなんだけど、何をさっき言ったように、何をこの2、3年の取り組みで学んだのか。緊急に急いで将来のことを考えていかなければならないのは何かということの方向性など、課題などというふうに書いてますけども、どういうふうに現状捉えているのかお答え願えればというふうに思います。

○農林課長

私の方から回答させていただきます。当町におきましては、将来にわたって守るべき農地を次世代へ引き継ぐため、町内を10の地域に分け、総面積約1,900ヘクタールに及ぶ広大な農地を対象とした「地域計画」の策定を進めてまいりました。

この2年間、これら10地域すべてにおいて、地域の皆様、農業委員、金山農協の関係機関により、将来の農地利用に関する「協議の場」を重ねていただいたところでございます。

この取り組みを通じて私どもが学んだことは、「1,900ヘクタールの農地を荒廃させることなく、次世代へ守り伝える」という共通の強い思いが各地域にある一方で、抱える課題や担い手不足の深刻さは、10地域それぞれ異なっているということでした。

地域ごとの人間関係や水利の状況、次世代への引き継ぎに対する温度差など、現場の生の声を丁寧に汲み取ることの大切さを改めて感じたところであります。

質問にあります今後の方向性と課題・取り組みですが、この地域計画は「策定して終わり」ではなく、毎年そのブラッシュアップということで見直しを重ねていく計画でもございます。

これからは、策定された10地域の計画、および約1,900ヘクタールの農地を網羅した「目標地図」をいかに実行に移し、「農地の集積・集約化」を具現化していくかという、

大変重要かつ困難なフェーズに移行しているところでございます。

特に今回の協議の中で、10年後の受け入れ先（担い手）が具体的に決まっていない農地が、町全体で約300ヘクタール存在するという、深刻な実態も浮き彫りとなりました。

この300ヘクタールの農地をいかにして荒廃から守り、持続可能な形で次世代につないでいくかが、今後の当町農業における最大の重点課題であると認識しております。

今後の取り組みといたしましては、国が進める令和9年度からの「新たな米政策」による需要に応じた生産や水田のフル活用といった動向を的確に捉えつつ、この10地域それぞれの計画をベースに、一筆ごとの農地に対して丁寧な意向確認とマッチングを継続してまいります。

この「受け入れ先未定の300ヘクタール」に対しては、既存の主要な担い手への集約化や、先ほど申し上げました「ニラ栽培」をはじめとする高収益園芸品目の導入による多様な担い手の呼び込みに引き続き対応してまいります。

一方で、山間・中山間地域に多いそば・大豆の収穫皆無などの収益性が低く、畑地化が困難な条件不利地など、どうしても今後の耕作維持が極めて困難であると判断される農地につきましては、周辺への影響を最小限に控えるため、「非農地化」も視野に入れ、地域の皆様とともに柔軟かつ現実的な検討を進めてまいりたいと考えております。

10地区・1,900ヘクタール全ての計画の実効性を担保し、時代の変化に即した金山型農業の持続可能性を高めていくことが必要と考えているところです。以上です。

○沼澤議員

大変いろんなことを勉強したなというふうに思います。私の地域経営学についての提案を申し上げます。それは、これからの持続可能な農業を形成する。このためには、私は基盤整備をやることだというふうに思います。

今年、田茂沢・蒲沢やりますけども、特に朴山・三枝。ここも含めて基盤整備を、私は役場がもう中心になる、農業インフラみたいな感じで。もう役場が今は地域の声が盛り上がったなら役場は最大限協力しますような体制である。確かに現実に進めるには、反対の理屈を言うのも、いっぱいいるわけよ。なかなか大変なことは分かる。でも金山のこの土地を守り、この土地で生産をして、少しお金も儲けて、そこに人が住んで地域を守っていくというふうに考えたときには、ここは法的基盤整備事業でもして、専門のスタッフを産業課において、朴山地区や三枝地区にもどんどん行って、説得してやると。それぐらいの覚悟でやらないと、おそらくますます大変になってくる。このままやっていると、大規模やってる人ももう60前後だ。10年後70ですよ、或いは75ですよ。須藤議員なんかは80超えますよ。だからそんな悠長なこと言ってらんねえんです、もう。私だって来年どうなるか分かりません。ぜひ、これぐらいの覚悟で基盤整備、これだけ。私は何を学んだかを期待したのは国が言うような自由と供給のバランスでどうのこうのという話じゃない。本当にこの金山の農地を守るために今何が必要かという、それは全面基盤整備。もう明安地区では3反歩足りなくて1町歩しましょうという声も今動いてます。だからここはよ。い

ろいろ町の財政も大変なことは分かるんだけどもよ。それぐらいの覚悟で進めていかねかったら、基盤整備事業なんてうまくいきません。それで初めてそういう基盤が揃って初めて、A I 農業だか、何だかなって言う英語使ってけどよ。そういうこともできるんです。ぜひそういうことも考えて、少し思い切った施策を来年以降出していただくと嬉しい。でももう、そんなに簡単に心が動くかっていうと、もう動かない状況が相当あります。「これが大体終わりだ。機械終わって終わりだ。あと、誰かしてくれっぺ。誰がしてくんねば投げておぐばんなんなげ」こうなってくる話だ。これは自分の土地だからそれでいいの。でもそれは個別の話であってね、町レベルでこの金山地域、金山を変えたいときには、そうじゃないはずだ。少々苦勞しても、私は専門の職員を置いて基盤整備を必ず進めるという提案を来年あたりしていただいたらどうかと。それだけで心動いてくれる人がいますよ。そういうことをしないで、「じゃあおめだ、やりてこつたらまず部落で語って、農林課さ来い」これでは動きません。なかなか人を動かすってのはよ、現場では難しい。やるのは、肩書きを持ってる人が動くと、大体動くんです。役場職員、或いは農協職員、或いは議員も含めてよ。そういうことを説得して、この基盤整備を進めない限りは、幾ら地域計画の見直しがあったとしても、私は必ずそのうち壁が来ると。壁が来てしまうんじゃないかというふうに心配しておりますので、その辺の覚悟について町長から聞きますかな。お願いします。

○栗田議長

はい。町長。

○町長

はい。覚悟というほどまでは、ちょっと申し上げるのはちょっとあれですけども。ただ、今沼澤議員が、やはり基盤整備の重要性というか、今後の農業を考えた場合にそれしかないというような、やっぱりそういう気持ちっていうのは十分伝わってきましたし、私自身もやはり様々な個別の施策ということは、それはそれとして効果を期待してやるというのはあってもいいと思いますけれども、大きな形で本当に将来を見据えたという話になりますと、やはり基盤整備という話にどうしても行き着くと思います。その意味では、まずは今、田茂沢・蒲沢がスタートしているわけですけども、それに続くというところの、様々な形で説明会というところではまだ行ってるわけですけども、さらにそれをよりこう進める形という意味では、専門的な職員を置いてという提案までいただきましたが、そこんこどうするかはちょっと今日この場では即答まではちょっとしかねますけれども、でもやっぱりそれぐらいの何か強い働きかけといいますか、強いインパクトのある施策というかそういったことを、基盤整備を将来的なものを成し遂げるには必要だなという思いも今共感する部分はかなりありましたので、今後本当に具体的に進めるということについては、職員の体制の問題、或いは地区へのアプローチの仕方、さっき沼澤議員の方は、町が主導してというところの話を強調されておりましたが、そこら辺の兼ね合いというかそこら辺はもうちょっとやっぱ見極める必要もあると思いますので、ただ思いとしては、本

当にそのうち、近い将来に金山の農地をやはり適切に運用していくといえますか、それには今のままではうまくない基盤整備の重要性というのは、それは本当に同感いたしますので、それらに向けたやり方についてはさらにもちろん役場としてもそうですが、農協とも、それから推進協議会といえますか、そういったところでも、様々ご意見をいただくというところも改めてしながら、より早期に進めることができるような展開を目指して取り組んでいきたいと思います。

○沼澤議員

ちょっと1分ぐらい超過でお願いします。ぜひ基盤整備お願いしたい。私は大商を持ってきたときに、どうやって上台と下野明をうまく取りまとめるかっていうことをしました。座談会もしましたが、やっぱり座談会では動かない。やっぱりその土地の有力者というかね、そういう人たちにやっぱりきちっと話をして進めていく、そして地域全体をまとめていくというような、そういうやり方をあの当時しました。

上台ではAさんとか名前言いませんけども、そういう人たちを、もう常に行って、いろんな話をして全体をまとめていくと。基盤整備もしかり。部落で集まれ、基盤整備の話だと言って、来ても半分以下だと思います。そうじゃなくて、朴山だったら朴山、誰と誰と誰さ語っとどういうふうに広まるかっていうか、その人間関係を全部調べて、やっぱり引っ張っていく必要がある。そういう意味では1人専門職でもおいて頑張るぐらいの気持ちにならないと地域は動かないということを言いたくて言いました。

最後になりました、最後。この前きゅうりやニラを導入しました栗田氏が亡くなりました。大変印象深い人でありました。それから、杉沢の栗田さんの、そこには石碑があります。そこには何が書いてあるか。内山節（たかし）さんの「時間の蓄積」という言葉です。何を言いたいか。つまり常日頃の取り組みの結果、その時代時代に合わせた、常にそういう取り組みを重ねることで、形として形が見えてくるという、栗田氏がここさ入ってどれだけ動いたか。どういうふうに動かしたか、私はみんな知ってますけども。そういうことを考えると、もっと、先のライフビジョンだっけ、こういうよ、IT情報だけではなかなか人間は動かないんじゃないかということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。がんばって下さい。終わります。

○栗田議長

次に、須藤典夫議員の質問を許します。

○須藤議員

はい、5番須藤です。それでは私からの一般質問させていただきます。

今、沼澤議員からですね、将来明るい農業を目指しての取り組み。その時に私がいらないような話も。まだいます、頑張ります。90とかその辺までがんばりますんで。

それでは私からは実際今ね、町の方で取り組もうとしている最初に、一番の新設計画の「ホットハウスカムロ」の給湯設備についてということでお聞きしたいと思います。

まず建て替えになる「ホットハウスカムロ」の給湯設備については、現在休止している

「チップボイラー」施設ありますけども、こちらの施設を再挑戦する計画があるというような話が出たり引っ込んだりしてますけども、こちらの結論は出たのかということで最初にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○栗田議長

中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

ただいまのホットハウスカムロの木質バイオマスボイラーについてお答えします。

現行の木質バイオマスボイラーにつきましては、平成 24 年度に設置されまして、非常に故障が多かったことから、令和 2 年度を最後に稼働停止している状況にあります。令和 2 年度は、複数回修理を実施しており、1 年間のうちの大半が修理待ちの状況で停止している状況となっております。

もし、現行の木質バイオマスボイラーを再稼働する場合につきましては、現在の状態を、機械の状態を調査するだけで数百万、さらには、結果に応じて修繕も必要であると見込まれまして、これまでの運転の経過から考えましても安定稼働も期待できないことから、現行ボイラーを再利用することは考えていません。

一方で、今後発注予定のホットハウスカムロの木質バイオマスボイラーにつきましては、ホットハウス再建の基本構想時から検討してきておりまして、当初ゼロカーボンシティ宣言をしていることから、設置に向け前向きに検討してきたところでございます。

昨今の中東情勢を鑑みますと、石油製品のみに依存するよりも、エネルギーの地産地消にも取り組むべきと考え、さらには、町内の木質資源を活用するためにも、ホットハウスについては、木質バイオマスボイラーを積極的に活用していくべきと考えております。

具体的には木質バイオマスボイラーを主に稼働させまして、メンテナンスや故障時など、サポートとして重油ボイラーを活用していくことを主眼に考えているところです。以上です。

○須藤議員

はい。最初に導入されたボイラー、チップボイラーですけども、当時もですね持続可能なエネルギーということで、一時期ですねチップボイラーというのが話題になって、それに沿うように金山引き金になって導入したという経過だと思います。もちろん支援もいただきました。

ただまだ初期段階のチップボイラーということで、これ舶来品だったと思います。それで先ほど説明あったようにですね、故障されたときの修繕にかなり海外ですので、代理店はあったかと思いますが、すぐにね、直るということではなくて何度か故障のたびに温泉を休業しなきゃならないというような経過があって現在に至って、結果的には今言われたように使われない状態にあるということになります。それでですね、今後新しく建てる、こちらの方は基本設計が今進んでるかと思いますが、それに合わせてですね、すでに町長の方は、チップボイラーを導入するということが計画も。これ別に基本設計には

出てきてないんですけども。今後出てくるかと思いますが、チップボイラーの設計っていうのは、まだ私たちの方には説明が、詳しい説明はいただいてないと思います。

それで、現段階でどういうチップボイラーのものが入ってくるのか。もうすでにメーカーなり、或いは機種なりの調査に入っていると思いますのでその辺も詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと以前入れた導入の経過を見ますとですね、その故障というものが何だったのかということですが、1 つ、これは私は根拠ありませんけども、噂ですよ。つまりチップ材。こちらがですね、水分が非常にこう、一定でない。いわゆる高水分、高い水分でチップ材になっていたということで、燃焼炉を、非常に負担がかかったというような話は聞いたこと。そういう課題も出たと。

それから今後導入する上でですね、やっぱり今言ったそのチップ材の問題あると思う。その管理。あと、どういうふうに水分を一定にして、誰がそれを随時ですね、管理できるか。そういう供給体制、この辺も出てくると思います。それから灯油の重油ボイラーも併用して設備すると、これ地下の方に設備する予定ですけども、従来も今もそういうふうな灯油ボイラー、重油ボイラーを今使用しているわけですね。これを併用して使うってところは併用して設備を作ることなので、つまり2つのですね。重油ボイラーだけでもいいわけですけども、チップボイラーも使うということで2つの設備を作ることになりますので、事業費が簡単に言えば倍かかるということはどういうふうに考えているのか。お願いします。

それから、本間設計さんに以前にこれを作っていただいています。この概要版の中にですね、チップボイラーの機能が出てます。それでロータリーのところに脇に作るわけですけども、今の温泉の施設よりは若干距離が長くなると。配管のですね、給湯の配管が長くなると思います。長くなればなるほど、その温度の急騰温度の効率が悪くなる。そういうふうなことを述べてます。この辺を今度新しく入れるボイラーは、そういうリスクもなくですね、従来通りの効果が出るというふうな、その距離に関する問題は解決されているのか、まずこの3つの問題があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○交流推進主幹

はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、現在考えているバイオマスボイラーについてなんですけども、具体的に機種名とか明示はしておりませんが、流れとしましてはこういった性能のものをということで設計しておりまして、発注して受注した会社と協議して、具体的な製品を導入する形になるかと思っています。

現行のボイラーの故障については、直接稼動していた時、担当はしてませんけども、聞いていた範囲でありますと、先ほどの水分の問題については当初、今のボイラーは水分がかなり高くても問題ないということで導入したものでした。ただ、当機に関しては、その

水分でチップ同士がくっついてしまって、燃料を運ぶ際に引っかかったりとか、それでちょっと故障したりとかの問題もありました。

あとは、今のボイラーは基本的に 24 時間稼働するのが基本の設計となっております、温泉の方の湯温が下がると、その熱交換で温度維持するというような設計になっております。ただ、最初の 3 年ぐらいでは 24 時間稼働してましたけども、途中から、夜間ホットハウスで営業していないときは停止している運用に変更しているようです。そうしますとバイオマスボイラー温度が当然下がりますので、稼働できる温度に上がるまでまた何時間か時間かかってしまうので、その際は重油を使わなきゃいけないであるとか、温度が上がり下がりしたりすると、不完全燃焼になってる時間帯もありましたし、そういったことも含めて故障があった。

あとは、先ほどありましたようにバイオマスボイラーと温泉のタンク、源泉のタンクが直接熱交換しておりましたので、温度が逆に高過ぎて、エラーで停止したと。そんなこともよくあったようです。

今考えている、設計しているボイラーにつきましては、間にボイラーのすぐ脇に貯湯用のタンクを設置します。ボイラーはその貯湯タンクの温度を維持するために、温度が下がったときにその一定の温度に戻すためだけ稼働します。その貯湯タンクの熱で温泉の方の源泉を温めるという仕組みになっておりまして、基本的にはよっぽど長い期間の、何らかの故障がない限りは、重油ボイラーは稼働しないで動かせる見込みとなっております。

ただ灰の掃除であったり、メンテナンスも 1 年に 1 回ぐらいしないといけないと思いますので、そういった際には重油ボイラーを活用することになると思います。

また、さっきのチップの含水率に関しても、今度入れる予定のやつは今までのように含水率高くてもというわけではございません。先ほどのように自動で停止したり、運行したりということが前提とありますので、ある程度含水率低い燃料が必要となります。そこは本間設計さんの方で供給を担うと考えられる森林組合さんとか、そういったところから提供できるかというのを問い合わせた上で、またボイラーのメーカーとのやりとりをして、能力であるとか、そういったものを考えて設計いただいているというところです。

また、配管につきましても、若干現在よりも少し長めに場所が移るということにはなりますけども、先ほどのような仕組みをとることで比較的、配管の長さによっては温度が下がるという問題もカバーできるんじゃないかと考えております。以上です。

○須藤議員

ちょっと不安が残るチップボイラーでは困るので、再挑戦ですね。ここは故障が前提になるようなボイラーでは困るということをはっきりしておきたいと思います。そうなるのですね、重油ボイラーというのはあくまでも、チップボイラーが何らかの、また故障ということを前提に設置しておかなきゃならないというような考えが見えるんですね。

絶対っていうことはないかと思いますが、ここはやっぱり新しく再挑戦するわけですので、そしてメーカー、まだはっきりしていないことです。できるだけ完璧

なもう、ボイラーを導入したという前提でチップボイラーを導入していただきたいと思うんですよ。

重油ボイラーは補完的に必要だっていうんですけれども、そのチップボイラーだって同じように直せば、また再稼働できるわけなので、その施設だけで、給湯を一本で考えてはいかがと思うんですよね。まずそう思います。完全なチップボイラーを準備するということを前提に設備すると、給湯設備をするということを考えていただきたい。ですから、さっき言われたようにですね、今、中東の方の燃料供給が不安定だと。これどう続くかもしれません。となれば重油ボイラーに関してもちっと脇に置いて考えて、本来の木質バイオマスを考えてですね、金山には十分にその資源があるわけですので、そちらの方にメーカーさんとですね、ちょっとまだその辺作業が進んでないってことですので、いろいろ詰めていただいて、そういうふうなものだけを入れている施設も結構あると思います、国内中。ですから、そういうところもきちっと担当の方で確認されてですね、メーカー任せにしないでですね、やはりそういうリスクのないチップボイラーを研究していただきたいというふうに思います。

それで森林組合っていう業者出ましたが、これはチップボイラーを供給するというふうな考えで、このチップボイラーの施設を管理するということまで含めて考えているのか、ちょっとそこも含めて2つお願いします。

○交流推進主幹

はい。まず最初に森林組合に関してはですね、やはり木質バイオマスボイラーなので、燃料となる木材、木質チップが必要でございますので、その供給元として問い合わせたということで、基本的には現在のところは指定管理者が管理運営していくことになると思います。ただ、その先、もし指定管理者が森林組合にお願いしたいとかっていうことが、可能性としてはゼロではないかもしれませんが、そこはまずは指定管理者の管理になると思っています。

あとは先ほどの重油ボイラーなくても、完璧なチップボイラーというところでございすけれども、やはり機械に完璧はないと思いますので、またバイオマスボイラーのみ単独での運営している所はちょっと私らの知識の中ではちょっと覚えがなくて、必ずホットハウス、ホテルの付属する温泉でもございますので、できるだけ営業ができない期間長くならないようにしていくことが第1かと考えて、重油ボイラーの設置をバックアップボイラーとして考えております。以上です。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

主幹の答弁にちょっとプラスしてというか、先ほど須藤議員の方では完璧な機械をというお話ですが、今主幹も言っていましたけども、機械に完璧というのを求めても、実際はそれはやはりさっき言った材料のチップの問題も、それは例えば、いわゆる機械の仕様上は

かなりこういうレベルだったら大丈夫だということを謳ったとしても、それが例えば真冬であったり、様々気候的な要件とかそういったことも関係あるかもしれませんが、前回の導入したチップボイラーがそういった形で様々な故障を引き出した。そういったことってというのは、やっぱりその機械というもののなんていうか、弱さっていうのはどっかで、それを営業する側としては当然、加味しておく必要があります。やはり完璧というような言葉では簡単ですけども、いざ機械で完璧というのは本当にそれは不可能だと思います。それらをまずは営業に支障をもたらさないということが一番大事なことになると思いますので、やっぱりどうしてもそのサブ燃料というか、それはリスク分散という意味でも当然あるべきだと思います。

ただ、使い方の度合いは、やはりメインを、チップボイラーをまずやって、それをまず十分機能させると。それで、さっきもありましたが、灰の交換とかちょっとした故障とか、そういった場合には他の燃料も使うということは、やはりこちらは営業をする側として当然持つべき、なんていいいますかその備えという意味では必要なことだと思いますので、まず機械に完璧を求めること自体、それを営業側の方で、やっぱりそのリスクはどうしても考えておく必要があるという意味でも、やはり補助燃料というか、それはどうしても備える必要があると、そういうふうに考えております。

○須藤議員

機械は農機具もそうですけども、最初はね、壊れない。だんだん古くなれば壊れてきます。だから言いたいのはですね、2つの供給施設がいらんんじゃないかという話なんです。1つで、重油ボイラー1つで運用できるわけですよ。チップボイラーがなくても、完璧でないというのであれば、補完で重油ボイラー置いてるんだよというのであれば重油ボイラーだけでも給湯はできるわけですよ、両方なくたって。ですから、チップボイラーをどうしても入れなきゃなんないということの、もちろん事業費はかかるわけですよ。むしろ、重油ボイラーよりかかる場所ですよ。どのぐらいかかるかちょっとまだ全然出てませんけど。

だからそういう事業費からすればですね。普通の事業体だったら同じようなの2つじゃないわけですよ。なんぼ壊れるといいながら、やっぱり1つで壊れたときは直すということが基本だと思います。ですから、私言いたいのは、そのチップボイラーがどうしてもですね、町の間伐材を使いたいとか、それから未利用の木材をね、使いたい。それから町長が言うように、ゼロカーボンのそういう運動論が出てきてるわけ。運動論がチップボイラーにドンと乗っかっちゃってるわけですよ。それとこの、給湯設備を整備するっていうのは、やはりちゃんと整理してやってもらわないと。2つあればこれ間違いないかもしれないですけども、事業費は倍以上かかるっていうこと。そこを1つで間に合うようにしましょうという、壊れた時は直すと。当然ですね。だからチップボイラーだけで入れて、その完全なものにまず入れて、それで金山の温泉はチップボイラーでやっていくんだよ。そういうふうにすればその供給するチップに関してもですね、すべてに関して非常に管理

されたものになってくるといふふうになっていくと。いや壊れた時またチップボイラーでなくて、重油ボイラー回せばいいやと。こういうことは今までと同じような考えです。

だからここのですね。町長が言うそのチップボイラーにただ乗っけるだけじゃなくて、事業費もかかっているんですと。かかるんですから、1つにしましょうやと。その1つはチップボイラーなんですよというふうに説明して欲しいわけですよ。

割り切って、だからそれでも壊れたときには、重油ボイラーをそれじゃ整備しましょうと、段階的にですね、こういうふうな流れでいって欲しいわけ。壊れる前からもうすでに重油ボイラーをもう一緒に整備しますよじゃなくて。分かりますよ、私も言っていること。そこ、そこなんです。チップボイラー最初にやって、まずそれで稼働しましょうよ。完全な形で動くかもしれません。何年かは。チップボイラーでやりましょうやということ。まず、時間もないので。はい。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

須藤議員の言われることは十分分かりますが、温泉施設を運営すると、営業するという方の立場からすれば、1つのものに完璧を求める、それは大事かもしれませんが、やはりリスクはやっぱり考えておく必要は当然あります。だからその意味で補完の施設といますかそれは当然持つ必要があると思います。

それが須藤議員の後半の話だとチップボイラー一本でというお話。最初は重油ボイラー一本という話もちっとありましたが、それはちっとこれからの時代を考えた場合ありえないというような気持ちで思いながら、最後までお話聞くと、チップボイラー一本でというお話のことですが、チップボイラーを一本で行きたいところはありますけれども、やはり何ですか、先代のというか、チップボイラーの施設そのものに対する若干のやっぱ不安というか、その意味で営業するということからしますと、例えば9割が9割何分でもいいですけども、それがチップボイラー入れたとしても、0.1割に満たない部分は、年間を通したメンテナンスのときとか、或いは様々ないわゆる故障が起きた場合、そういったときは、重油もボイラーも使わせてもらおうと。そういうことで、来てくれるお客様にとっては何も影響がないという形を取る必要があると思います。

その意味で、まず事業費ということからすると少々その部分は割高な部分あるかもしれませんが、いわゆるランニングコストという意味ではそんなに極端に2つをずっと使うという意味ではなくて、あくまで主たるものとしてはチップボイラーをとにかく前面でいくんだということです。そのあくまでやっぱりリスクを考えた補完ということで、重油ボイラーの設備も備える必要があるという。これは営業する側にとっても、担保といいますか、安定的にその営業するための当然の考えになるかなというふうに思っているところです。

若干その全く一本でできれば、当然事業費がかからないかもしれないというのはあるか

もしれませんが、そこはやっぱり営業をずっと1年間を通して長くやっていくということ考えた場合、安定性をとにかく確保しなくちゃいけないことを考えれば、やはりそういった補助といいますか、設備は持つべきだろうというふうに考えております。

○須藤議員

ちょっと時間も過ぎておりますので、この件はこれで終わりにしたいんですが、最後に付け加えますけどもね。もう一度やっぱり考えて欲しいです。チップボイラーを最初に入れて、そして何らかの支障が出るかって分かりませんよね。分からない。どっちも分からないと思います。故障するだろうということで話をしてるわけなので、ただ、今までもそうですけど故障でたら、重油ボイラーを使うということであれば、まずやはり言うように、チップボイラーでやって、そして様子を見ながらですね、故障、想定或いはメーカーの方でそういう故障が何割かパーセントとしてやっぱりあるというふうな説が具体的に出てきたらですね。これ重油ボイラーもやっぱり併設するほうがいいというふうに納得します。まだ何にも出てきてないわけですよ。その機械、説明が。ですからその辺をもう一度出していただいて、お答えしていただきたいと思いますので、いいでしょうか。しっかりメーカーの方でこれはもうそんな故障しないよと。そういうふうなの出てくると思いますよ。

○町長

いや、そこが須藤議員が本当にその理想をお話しされているの分かりますが、もちろん新しく入れたものが最初から故障されては困りますけれども。ただ、いつそれが起きないとも限らない。それを本当のわずかの期間だとしてもそれを補完してまずは、2日3日ちょっと故障した場合にもその重油で補完をして、営業としては何ら支障がないという形にしたいわけです。

ですから、チップボイラーを入れて、まずはそれで入れてやってみて、そして不具合が出たらそんなとき考えるということは、それはちょっと、何て言いますか、営業する側にとっては、そういうリスクマネジメントとしては、それはうまくないと思います。

ですから、そこら辺織り込み済みで事業費は少々かかるということは当然あるかもしれませんが、だから、まずは使い方としてとにかく主はチップボイラーをやりながら、何かあったときには補助として使うんだと。それは最初からそういう仕組みを持たないと、途中で故障したから、導入をといたときに、機械もやんばい入らないとか、今の状況でいつ入るか分からないということにもなりかねません。

そんなことは、やっぱり新しいホットハウスカムロを営業といったときには、やはりそれをやる側にとっては、そのリスクマネジメントとしては当然やっぱり2つの部分を考える必要があると思います。だからそこはご理解をいただきたいというふうに思います。

ただあと、どういった今回その、全協でもホットハウスカムロについて若干お話をさせてもらう機会をちょっと設けてますが、その際に、そこら辺の話ができる要素ありますかな。あんまりないかな。ちょっとそんなときはちょっとないようですが、でも今後、特に須藤議員がやっぱりなんていうか、ボイラーについて、やはりかなりなんていいですか不安な部

分を感じてらっしゃるというところは、それはこちらとしても当然払拭していくという努力はしたいと思いますので、様々本間設計さんともこれからその部分に詰めてある程度何とかお示しできる状態になったら、そこは別の機会になるかもしれませんが、説明を申し上げたいと思います。

もう一度くどいようですけれども、やはり最初から補助は持たないと、やっぱりスタートはなかなかできないという考えでおりますので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○須藤議員

はい、ご理解を。それは分かるんですが、再挑戦なのでね、また同じようなことではうまくないので。やはりチップボイラーに今回はかけると、もうだからメーカーの方がまだ決まってないっていうんで私も何とも言えないんだけど、メーカーの方でそういう故障とか何とかってもうすでに、いろんなところに導入されてて、そういうところをきちっと掌握したメーカーとボイラーを選んでですね、まずそれで出して欲しいわけですよ。そのメーカーの方できちっとしたものがあると思いますよ、データが。全然故障なんかありませんよ。もちろんメンテナンスはしていただろうと思いますけどね。

そういうことで、何年も10年も経ってるところのメーカーもあると思いますけども、そういうまずメーカーの方をきちっとまず決めて説明をお願いしたいんです。その上で、もう一度話をさせてもらいたいと思います。

次、2番目お願いします。防災士ということで先ほどから天災防災に関してのお話、両議員から出てますけれども、私からはですね2番、防災士の位置付けということでこの支援を町の方ではどう考えているかということで質問します。

町には防災士の資格、これ民間の資格なんですけれども、これを有する方が現在19名いるそうです。防災士の役割は自治体の自主防災組織や地区での防災リーダーとしての活動など多岐にわたるというふうなことのようです。

町としての位置付けや、今後の支援をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○栗田議長

はい。危機管理主幹。

○危機管理主幹

はい。それではただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、地震や豪雨、土砂災害、さらには近年多発する線状降水帯による災害など、自治体が直面する防災課題は年々複雑化しております。当町におきましても、災害時に行政のみで対応することには限界があり、「自助・共助・公助」の連携による地域防災力の向上が極めて重要であると認識しております。

その中で防災に関する一定の知識と技能を有する「防災士」は、地域における防災活動の担い手として大変重要な存在であると考えてございます。

防災士の皆様には、平時における防災知識の普及啓発、防災訓練への協力、避難行動要支援者への声かけ、さらには、災害発生時の初動対応や避難所運営支援など、地域防災のリーダー的役割が期待されております。

当町においても、防災士資格を有する方々が地域や消防団、各種団体などで活動されており、町としても、その活動に深く感謝いたしております。

一方で、須藤議員がおっしゃいました通り、防災士は国家資格ではなく民間資格であることから、現時点において町として特定の公的役職や、制度上の位置づけを定めているものではありませんが、地域防災力の向上という観点から、防災士の知識や経験を地域活動に活かしていただくことは大変有効であると考えております。

そのため、町では自主防災組織や防災訓練などの場面において、防災士の皆様と連携しながら活動いただける環境づくりを進めるとともに、防災士相互の情報共有や活動機会の創出についても、今後の検討課題の一つであると認識しております。

支援のあり方についてであります。現在のところ、防災士養成講座受講費及び資格取得費用について、町で全額助成を行っております。

また、防災士資格取得後の活動に対する支援として帽子、ヘルメット、Tシャツ、ジャンパーの支給のほか、自主防災組織や各団体での防災講話実施時の謝礼、各種研修会参加時における費用弁償を予算化しております。

今後、地域防災を担う人材育成はますます重要になることから、研修機会の確保、活動支援のあり方について研究してまいりたいと考えております。

防災士の方々だけに防災活動を任せるのではなく、地区、消防団、自主防災組織など、地域全体で連携しながら防災力を高めていくことが重要となりますので、引き続き地域防災体制の強化に努め、誰もが安心して暮らせる安全安心なまちづくりを推進してまいります。以上です。

○須藤議員

防災士という、これ日本防災士機構というところが主管しているそうですが、なかなかまだ町民の方々全体にはですね、防災士という資格とか、それからその防災士が金山に19名がいるというそれ自体もですね、まだ知らない方が多いかと思います。そういう中で、すでにもう活動は先ほど言われております多面に渡って活動されているということのようです。

それでちょっと調べてみましたら、この防災士現在ですね、全国で36万2千人ぐらいおるそうです。これ5月の末ですから、直近の数字ですけどもね、そんなふうにどんどんこれが今、やっぱり災害ということで、非常に関心が高まっているということです。

この資格、受講するということで、防災士の資格が得られるそうなんです。年齢制限ってのはないんですよね、資格要件に。

それで、議員の大場議員も資格持って活動されてますけども、その要件がないということですね、日本防災士機構の呼びかけではですね、つまり学生、中学生ぐらいの年齢が

らぜひ受講してですね、防災士になっていただきたいと呼びかけている。金山ではまだ学生の方はいないかと思いますが、そういうことで非常に幅広い人材にその防災士の活動を今後お願いしたいというふうな活動の機構の趣旨のようです。

ただこれ防災士資格を取得するためには、受講料等がかかるということで、教材とかそれから受験料、それから登録料等が発生してこれ、合計で1万2千円ぐらいかかるそうです。

そのことですけども身近にですね、この防災士の方がいる、いないでは、やはりその災害はいつ来るかわかりませんし、いつ起きるかわからないという状況の中で、知らない方、防災に対しての知識が弱い方、或いは、俺には直接関係ない。そういう方も身近にこの防災士がいるところの初期の対策が身近になってくるというかな、そういうことはあるかと思っています。

それで今後ですね、まず19名の方ということですから、ぜひですね、何らかの連絡協議会みたいな組織化は、これ町にまた事務局置くかというところではなくて、自主的な組織としてそういう連絡協議会の支援をするとか、そういうふうな考えはないのか。

それから教育長さんにお聞きしますと、これ年齢制限がないということで、やはり若い方々、学生の方々にも、こういうね、専門の防災意識を学校でも教えてると思いますけども、またですね資格をやられるということでの、そういうあたり何ていうんですかね。学校教育でこういうのやる人ってのなかなか難しい話だと思いますけれども、中学生の方々でも受講することができるということなので、ちょっとその辺のお考えもお聞きしたいと思い、2つ。ひとつよろしく願いいたします。

○危機管理主幹

はい。それではまず1つ目、最初の方にお答えさせていただきます。

防災士、町の方では令和元年に初めて誕生しました、2名でした。その後、令和3年以降に、毎年のように防災士誕生いたしまして現在19名ということで、今年度については今のところの予定ですが、13名受講の予定です。町としての会、防災士会ですが、すでにでき上がっておりますが、今のところ町の担当が主導して動いている状況ですので、今のところ19名、なかなかみんなが集まるケースってのはないものですから、もうちょっと増えて、自主的に運営できるような形になれば、防災士会として、町の手から離れて運用できるような形に持っていきたいというふうに思っております。

なお先ほど今年度予算で13名予定しているという話をさせていただきましたが、小学校の先生なんかも入ってるようでしたので、その辺を、分かれば、教育長から補足もいただきながらお答えいただければと思います。ありがとうございました。

○栗田議長

はい、教育長。

○教育長

学校での学生、生徒児童などが資格を取るということに関してはまだ実際に行われてる

って話は聞いておりませんが、今主幹からもありましたように、教員がまず資格を取って、それを子供たちに広めるということで、県の方針として、それが制度化されてきております。

当町の職員も希望して、今年度受講するという話を私も伺っております。資格を取る取らないとは別として、避難訓練や各種自治体の防災訓練等の会場になった学校では、防災士の方に来ていただいて、実際に、より詳しい知識や、実際の災害の場でどのように対応するかなど、研修をするという学校も増えてきておりますので、そのような取り組みを進めていくことで、興味関心を持っていただければなというふうに今思ったところです。以上です。

○須藤議員

後藤課長も防災士を取得されてるということで、今回も 13 人増えるということなんで、会誌ぐらい、どんな活動してるんだという会誌を発行できるぐらいの町の支援があってもいいんじゃないかと思いますので。ひとつね、来年度で会誌が、こんな活動してるっていうのをまず町民の方に知らせる意味でも会誌を発行していただければと思います。予算は町の方で何とかお願いします。いかがですか。

○栗田議長

町長。

○町長

先ほど後藤主幹からありましたが一応組織もあるということでその中で、こういったやり方があるか、もう少し突き詰めていただいと。場合によってはいわゆる会誌まで行かなくても、町の広報誌の一角に定期的に掲載をさせてお知らせをする。活動状況をお知らせすると。

そういったことは十分できると思いますので、いきなり組織自体会誌を発行となると、なかなかハードルも高くなる可能性もありますので、そのところはやれるところからやってもらうというようなことで、町も一緒に当然取り組んでいきたいと思います。

○栗田議長

ここで会議の途中ですが、午後 2 時 5 0 分まで休憩します。

1 4 時 3 4 分 休憩

1 4 時 5 0 分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

それでは、五十嵐優一議員の質問を許します。

○五十嵐議員

2 番、五十嵐です。よろしくお願いします。通告書に基づいて質問を行います。

質問事項の 1 つは、安心安全なまちづくりとなりまして、最初に質問内容。防犯の対策についてです。これは防犯カメラの設置と、町の行政情報ナビなどの利用も含んだ関連した内容になってます。

経緯として、安全対策に見直す契機となった、2001 年の大阪府の事件から 25 年。今日の新聞にもありました、大変痛ましい事故だったなあと、それを考え、町としても犯罪防止や安全安心のまちづくりの観点から、防犯カメラを設置運用する自治体も増えていきますし、住民のプライバシー等を守りながら、県で示している、制定されてる指針のように、設置と運用のあり方を学んでいけばなど。

最近の情報情勢、これは全くいい話じゃなくて、例えば、京都府南丹市、或いは栃木県の上三川の殺害事件など、まず凶悪な犯罪が報道されて、耳の中に入ってきてると思います。

そこで 1 番の、防犯カメラの設置の具体的な質問として、既設の防犯カメラの現状。そこで、既設の防犯カメラの課題と対策。これは当然プライバシーの問題とか含めて結構です。今年度の予算にも計上されていましたが、その実施の内容。多分、プライバシーとか防犯の関係上、場所までできるか分からないですが、数量とか、あとは機能、この辺の。それから今後公共施設以外でどんなものを予定しているか伺いたいと思っております。

○栗田議長

はい。総務課長。

○総務課長

はい。それではただいまの五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、現状です。防犯カメラに関しての現状でございますが、今、町関係の施設での防犯カメラの設置状況については、それぞれの担当課の方で維持管理をしてございますが、まとめて私のほうから、今の現状についてお答えをさせていただきます。

先ほど五十嵐議員からもありましたように、具体的な個別の場所については、セキュリティ関係の問題もありますので差し控えさせていただきますが、大まかに例えば役場ですとか、あと診療所、グリーンバレーの施設、そういったところをはじめ、全体で 10 ヶ所、全部で 18 台というふうに今、町関係の施設では設置しているというふうに把握してございますが、先ほど申したように詳細の場所、設置箇所については、防犯の関係から控えさせていただきますと思います。

現在、このように設置をしておりますが、現在その設置運用の中で、当然ながら法令遵守や、個人情報保護に関しては、厳格にそれを運用で守っており、これは当然必要なことでもございますし、細心の注意を払ってそれぞれの維持管理所管課の方で運用していると

ころではございますが、今時点で全体的な明確な指針ですとか、ガイドラインというものが策定がされていないというのが、今時点での課題というふうには捉えてございます。

また、個人情報を記録するといった観点から、よく目にするかと思うんですが「防犯カメラ作動中」というような表示をする必要もあるような場所もあるかと思っておりますので、その辺もちょっと貼られていない場所が多いかなというふうに思っておりますので、そういった面が今時点で課題というふうに思っておりますので、今後に向けて検討していきたいというふうに思っております。

今年度、町の予算で計上させていただきました防犯カメラの設置につきましては、具体的な箇所についてはこれも控えさせていただきますが、町の施設 8 ヶ所から 10 ヶ所程度に、全体で 20 台前後というふうに考えており、現在設置に向けて、発注に向けて検討を進めている段階でございます。

今後の公共施設以外を含んだ計画というところに関してなんですが、まず施設以外と言いますか、一般的にはよく道路に設置されているという所もございますが、今時点で、町が管理する町道への設置については、防犯の観点では必要性があるのかもしれませんが、道路の管理、維持管理の観点。例えば渋滞情報ですとか積雪、或いは障害物、こういった町の道路の路面状況の確認といった意味では、ちょっと設置する費用対効果はそれほど高くはないと考えており、今の時点ではないような状況であります。

ただ一方で、先ほど五十嵐議員からもありました、様々な防犯上の課題もあります。また昨今、多発しているクマやイノシシの出没など、そういった万が一の被害などの場合、そういった不審者の情報など、そういった意味合いでの監視カメラの設置というのは、状況の確認ですとか、加害者の特定、そういった観点では非常に有効なものとは考えられるものと思っております。

現時点で町道への設置について具体的検討には至ってございませんので、今後に向けては有害鳥獣防犯対策、こういった観点で設置の必要性は検討していく必要があるものと改めて感じたところでございます。

町の施設ではありませんが、いわゆるライブカメラと言って、ちょっと前だと動画がリアルタイムで流されていましたが、今時点確認しますと静止画で 30 秒ごとに更新しているライブカメラでの情報というものも国道だと 3 ヶ所程度、あと河川も 3 ヶ所程度と神室ダム 1 ヶ所ということでもあるようでございます。そういった状況について報告させていただきます。私の方からは以上です。

○五十嵐議員

ただいま防犯カメラの設置等の答弁をいただきました。防犯カメラが設置されている箇所。公開された場合は、逆に設置されてないところが手薄であるということが明らかになるという懸念もある。そこは、逆にそういう懸念されるところはつけるべきで進めていくのも 1 つの手だとも思っております。対応の必要性。

町を考えると、国道では 2 路線、中田と上台。県道は中田・三枝・明安・有屋と全部の

5 路線を通らないと金山町には入れません、出れませんというところで、監視用カメラってここさあるんだなって公開されておけば、監視的なものは嫌いなんですけども、一応防犯の抑止力強化推進にも繋がるんじゃないかなあと。プライバシー等の課題は、県の指針で管理運用が制定されていますので、そちらの方と一緒にやっていければなあと思います。

そこでこの防犯カメラと今金山でしている D X、いわゆる地域防犯の D X 化と一緒に組み合わせる。或いは行政情報ナビ、誰か来た時押せばすぐ繋がるとか、いわゆる安らぎ電話のように、そういうふうな利用した組み合わせに関してどういうふうにできるのかなあということをお伺いしたいと思います。

○総務課長

ただいまの行政情報ナビとの連携といった考え方についてお答えしたいと思います。

はじめに現在、行政情報ナビの配布運用状況について少しご説明させていただきますが、タブレットの配布数は現在 1,011 台。また、携帯電話のライフビジョンアプリ導入件数については全部で 928 件。普及率は推計ですが、76%程度というふうに捉えておりまして、いずれも今後引き続き導入促進を図ってまいりたいと考えております。

今時点での運用状況につきましては、町側行政の側からの情報発信、或いは各地区の区長さん方なんかも、ご自身の地域の皆さんへの一方向での連絡というものがほとんどでございますけれども、発信した情報の受信状況の簡易的なアンケートのような双方向のやり取りなんかも可能ではございます。

こういった状況を踏まえまして、行政情報ナビが緊急時の連絡ツールとして利用することに関しましてでございますが、例えば今五十嵐委員からありましたように、タブレットの画面に何らかのボタンを表示・設定をすることによって、緊急的な通報ができるような仕組み、そういったものは不可能ではないというふうにも考えられますけれども、操作性がいい反面、逆に誤送信の問題といったものも考えられるのかなあという感じもしておりますので、むしろタブレットというよりも本当にそういった場合のためには、そういう専用の機器を運用している自治体が周りの状況を見ますと多いようですので、そういった活用の方がより現実的ではないのかなあというふうにもちょっと考えられると思っております。

他の自治体の事例について、タブレットの運用が全くないとは言いませんが、専用機器がやはり活用事例が多い状況にあるというふうにも思っております。以上です。

○五十嵐議員

犯罪の情報が毎日頻繁に流れています。ぜひ当町においては、被害が起こらない、犠牲者を出さないということを願いたいと思っています。

次に、(2)の有害鳥獣の対策について。これは監視カメラの設置、A I の活用も含んだ関連した内容です。経緯趣旨、これは新聞情報ですが、酒田で 5 日に山中で損傷したのはクマの被害だと断定され、38 年ぶりの県内の死亡事故に繋がりました。と同時に、県の情報で、県内で 4 月の 24 日から 30 日まで市街地で目撃が 11 件。人身被害が発生する恐れからクマの出没警報を発令した。

最近ですと、「けものおと2」で6月8日、昨日ですね。米沢、真室川、鶴岡で目撃のリストがあったようです。新聞では、昨年と比べて1.5倍、これ6日の新聞でした。5月末時点で279件。しかも、市街地に急増していると。県では5月29日これ知事が、今までの警報と1つ上のランクの特別警報の創設を検討しているというのが最近の県内の状況であると。

そこで、質問の具体性で有害鳥獣の対策について、同じく現状と8年度の実施と今後の計画をお伺いしたいと思います。

○栗田議長

農林課長。

○農林課長

では、五十嵐議員のご質問の「有害鳥獣対策における監視カメラのAIの活用」についてお答えいたします。

現状・課題・対策については、農作物への被害だけでなく、町民の日常生活の安全安心を脅かす深刻な事態で、直近の捕獲実績は、令和8年度の5月末時点でクマ4頭、イノシシ21頭を捕獲しています。今日現在ではイノシシ23頭を捕獲しているところでございます。また、4月にはサギ類も23羽駆除しているところでございます。

対策本部の設置については、令和7年には7月25日から8月18日まで「金山町クマ対策本部」が設置され、ワナ5カ所の設置や追い払いなどの対応を行い対応したところで、令和8年度に入り目撃情報はあるものの、幸い住宅地での潜伏や徘徊等はないところでございます。

現在の担い手不足につきましては、これまで金山猟友会（会長須藤孝一さん 会員18名）の協力のもとで捕獲を行ってきましたが、捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、限られた人員での対応に限界が近づいています。

見回り負担の大きさですが、従来の箱罠による捕獲では、毎日町内数カ所の見回りに移動時間も含め、多大なる労力が割かれていました。

これまで金山猟友会のご協力のもと、有害鳥獣の捕獲や追い払いなどを行ってまいりましたが、捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進行する中で、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な対策の導入は極めて重要であると認識しております。

令和8年度事業の実施につきましては、金山町有害鳥獣対策協議会（会長が副町長）でございまして、3月27日に町内機関や金山猟友会に加え、新庄警察署金山交番や県最上総合支庁農業振興課の構成で設立し、各関係者が連携し、有害鳥獣対策を強化していることとしております。

また、令和8年度の新規事業としましては、不用果樹の伐採や電気柵等の防御柵整備事業に対して補助する制度の創設や、住居と森林との棲み分けを明確にする県のみどり環境税を活用した荒廃森林整備事業等に着手することとしております。

政府の「クマ被害対策パッケージ」と特別交付税措置につきましては、政府の関係閣僚

会議が決定した対策パッケージに基づき、国の交付金を受けずに「地方単独事業」として実施するクマの駆除やガバメントハンターの人材確保などに要する経費についても特別交付税措置を講じるなど、財政支援が拡充されているところでございます。

監視カメラの設置につきましては、従来の箱罟（はこわな）による見回りの労力を軽減するため、先行している自治体を参考にＡＩ画像認識機能を搭載した監視カメラの導入を検討してまいります。

効果的なクマ対策として、集落や通学路周辺の出没エリアでカメラがクマを感知した際、町のライブビジョン、行政放送、ライン配信、公式ＳＮＳ等と自動連携し、リアルタイムで町民へ注意喚起を行っていきます。

データのマッピング化は、収集した出没日時、場所、個体数を、クラウド上で蓄積・分析し、「どの季節ごとにどのルートを通して山から下りてくるか」を行動パターンとして視覚化も図っていきます。

環境整備（戦略的防除）につきましては、分析データに基づき、効果的な電気柵の設置場所の選定や、緩衝帯の整備に伴います草刈による見通しの確保を進め、地域一体となって「クマを出没させない環境」を作ってまいります。

こういった監視カメラなどの資機材導入には、国の「鳥獣被害対策交付金」の積極的な活用を計画しており、ＡＩ監視カメラの導入や通信環境整備の財源として活用できることとなっておりますので、着実に導入を進めていきたいと考えております。以上になります。

○五十嵐議員

はい。ただいま有害鳥獣の対策をお答えいただきました。関係する皆さんには本当に感謝しており、お礼を申し上げたいと思っております。

先ほどの予算、これホームページに載ってる。このクマ部分だけじゃなかったような気がするんですけども。「※予算に限りがありますので、早めの対応」というふうに書いてある。ということは、早く来てした後は補正とかつかないっていう捉え方に見えたんですけども、そのところだけ、１点。

あとさっき監視カメラについては、人的労力の軽減で検討すると、数多くの自治体でやっぱりＡＩとか、情報無線とか、そういうのを、人の被害の防止として、強化策として取り組んでいるようですので、実行されれば、クマどこ歩くか分からないので、効率、費用の点から長期的なものとなり、また国との支援との合わせた対応になると思いますが、よろしく願いたい。先ほどの予算のところだけお聞かせください。

○農林課長

今回の６月補正でも、不要果樹の伐採について町民の方の要望も多かったということで増額で対応いたします。表現上は予算に限りがありますという内容書いてますけども、なるべく即対応できるように補正予算を計上しておりますので、可決いただきますようによろしく願います。以上です。

○五十嵐議員

はい。どうもありがとうございました。

次に、質問 2 番目の異常気象に対応したまちづくりということで、異常気象時の対策で、これも経緯ってというか趣旨を申し上げますと、これも気象庁の 5 月 12 日、最近寒くなつてあれなんです、まだ質問を出す前に、夏エルニーニョ監視速報で発生する可能性が 90%あるという速報でした。同じく気象庁の 1 ヶ月予報。全国的に気温の高い傾向が続き、熱中症への対策が必要。

ちょっとこれは火災との関連なんです、岩手県の大槌町。4 月 22 日の、大規模林野火災、ようやく 29 日に鎮火を発表しています。延焼面積これ 1,633 ヘクタール、平成以降 2 番目の規模で 1,633 ヘクタールと金山の水田面積、さっき 1,900 って言ったけども、町のあれから見ると 1,689 ヘクタール。ほぼ同じぐらいの数字の面積が焼けちゃったんだ。

最近の情報で熱中症関係では、これは県の救急搬送状況を 6 月 1 日現在で 5 月中に搬送者 53 人だった。県と市町村で初めて担当者会議を開いて、県と市町村が一緒になって熱中症対策をしてるようです。

林野火災に関しては、林野火災注意報・警報の発令状況ということで、5 月 15 日現在、金山には注意報が出ていたようでしたし、回覧でも回りましたが、林野火災注意報・警報の運用が始まりますと。この辺が今回の質問の趣旨というか、経緯ですよ。

具体的には、まず最初、気候変動に対応するのは、緩和とか適応。今回の質問は後段の適応の方だけにしています。令和 6 年度の防災への復旧状況、これはどうなってますか。

あと、令和 7 年 9 月の定例会の一般質問で、私は高温に対する支援と渇水に対する支援の質問をしています。そのときの回答状況に対する対応も含めて、高温、渇水に対する支援。あと、林野火災への対応についてお伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい。まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。まず私の方から災害復旧の状況ということで回答させていただきます。

令和 6 年 7 月の豪雨ですけれども、当町の 1 か月の雨量としては観測史上最大の 793.5 mm を観測したところでございますけれども、特に 7 月 25 日深夜につきましては、最上管内の一部自治体に大雨特別警報が発表されまして、当町におきましても「顕著な大雨に関する情報」が発表されるなどしまして、当町でも初めて避難指示を発令したところでした。

その際の被害状況としましては、町道各路線におきまして、大小を含めて多数の被害が確認され、河川では普通河川鍋倉川支川における護岸倒壊、その他農地の冠水ですとか、水路の決壊、農道の崩壊・崩落など、多くの被害があったところです。

これらにつきましては、その後の 9 月補正予算などによりまして、予算措置を行いまして復旧措置をとったところですが、一部令和 6 年度内の完了が困難なものにつきましては、令和 7 年度に繰り越しをしまして対応をしたところです。

そのうち、大規模な復旧工事となりました町道下野明金堀沢線ですとか、普通河川鍋倉川支川につきましては、令和6年度に災害査定を行いまして、令和7年度に復旧事業を実施をしたところです。また、神室スキー場の迂回路につきましても、令和6年度は応急的な対応としまして、令和7年度に本復旧を実施したところでございまして、いずれの事業につきましても、令和7年度中に事業を完了をしております。

その他、小規模農地災害復旧ですとか、グリーンバレー神室クロスカントリーコース、金山小学校のプールなどにつきましても、令和7年度へ繰り越しをしまして、これら災害復旧事業につきましては、令和7年度中に事業を完了したところです。

なお、上台地内にあります、廃棄物不法投棄箇所の大規模な土砂流入農地につきましても、耕作者の意向を踏まえまして、廃棄物含有土砂を畑地に仮置しまして、令和8年度の水稲作付に支障のない状況に、山形県最上総合支庁農村計画課の協力支援によりまして、復旧をしているところでございます。

また上台地区のため池施設に山腹崩壊に伴いまして、流入した残土につきましては、今年度処理を行うこととしておりまして、この度の補正予算に事業費を計上をしているところでございます。

なお、金山小学校裏山の上河原急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事につきましては、設計、それから倒木処理が終了しまして、山形県（星川建設（株））におきまして現在工事を行っておりまして、今年度12月に完了予定ということでございます。まずは以上でございます。

○健康福祉課長

それでは私の方から高温に対する支援というところでお答えさせていただきたいと思っております。

当町では、地球温暖化に伴う猛暑から高齢者や乳幼児等の健康を守るために、令和6年4月1日より「金山町高齢者等エアコン設置助成事業」を実施いたしました。

当初は生活保護受給世帯を対象外としていましたが、実態として生保扶助費でのエアコン設置が困難であるという状況に鑑みまして、迅速な救済を図るため、同年9月6日に要綱を一部改正して、生活保護受給世帯も対象に含める形で制度を拡充しており、この実績といたしましては、令和6年度は2件の10万円、令和7年度は5件の25万円ということで助成しております。

しかしながら、昨年9月議会の五十嵐議員の一般質問でもありました通り、高齢者の中には、加齢に伴い暑さを感じにくくなっている方や、エアコンの風を嫌う方、あるいは「これまでエアコンなしで過ごしてきた」という拘りから、家庭にエアコンが1台もない状態のまま熱中症のリスクに晒されている世帯が依然として存在するということも事実です。

これらへの対応といたしまして、今年5月に要綱の一部を改正し、年齢、それから障害の範囲、児童の有無等の要件を見直して、加えて対象エアコンの範囲を緩和して拡充して

おります。

また、本年 6 月 1 日から県の住民税非課税世帯向けエアコン設置支援事業が開始されて、当町といたしましては、この県の補助事業を補完する形で拡充しまして、熱中症のリスクがあり緊急性の高い世帯については、柔軟に対応できる内容となっております。

一方、緊急時のセーフティーネットとしてやすらぎ電話事業（緊急通報システム）ですが、それらを実施しておりますが、現状といたしましては、全体で 63 名の方にご利用いただいております。電話回線がない場合でもご利用いただけるという S I M 回線つきの方も 6 名、現状利用していただいております。

この辺につきましても固定電話から携帯電話という社会情勢に対応した事業として、今後も高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。以上です。

○栗田議長

はい。農林課長。

○農林課長

昨年度の渇水被害の総括と検証についてであります。

前年の渇水については特に厳しい状況に直面した西郷地域の朴山や板橋地区の一部水田については、その後の秋の収穫期において、一部で登熟不良による収量低下や品質への影響が確認され、収穫皆無も含め共済金対象者 27 名、面積が 67.3ha となったところであります。

園芸作物におきましては、ニラが一時、例年の 3 割まで出荷量が落ち込みましたが、8 月中旬以降の降雨で持ち直し、園芸作物全体で前年比 79% の出荷量、販売額で 84% となったところでございます。

懸念されました「今年度（令和 8 年度）の春先の生育」ですけれども、現在のところ最小限に止まっております。

また、県事業による「農作物及び園芸作物等渇水対策緊急支援事業」につきましては、最終的に 45 件の申請をいただき、補助金総額 635 万 6 千 813 円の執行となりました。水田揚水ポンプや灌水スプリンクラー等の資機材導入への迅速な支援は、農家の皆様の経営継続において大きな役割を果たしたと考えております。

次に、令和 8 年度の渇水状況と見通し（少雪の影響）についてでございます。今冬は 1.5m を超える積雪深により町豪雪対策本部を設置したものの、例年に比して積雪量が少ない「小雪」となり、山間部の積雪が早期に融雪したことから、ご承知の通り春先の金山川等の主要河川のベース流量が、当初から低い状態で推移しているところでございます。

前年の渇水は 7 月後半からの記録的な猛暑と少雨が引き金となりましたが、今年度におきましては、「梅雨入り前からすでに融雪水という貯えが少ない状態」からのスタートとなっております。今後の梅雨前線の活動や夏季の降雨量に例年以上に左右されやすい、警戒度の高い状況にあると認識しております。

さらに、春作業（代かき・田植え期）における水系・ため池ごとの状況について、このような小雪の影響下において迎えました5月の春作業（代かき・田植え期）につきましては、水系ごとの現況と対応について説明いたします。

県営神室ダム（金山川水系）の融雪水の流入が例年より早く細まったものの、冬期間からの効率的な貯留管理により、5月の田植え期における利水補給は必要量を維持し、現時点で大きな混乱は生じておりません。5月26日現在の貯水率が91.5%で本日、2時の貯水率が81.9%となっているところでございます。

しかしながら、満水からの目減りが例年より早いペースで進むリスクをはらんでおり、今後も県や関係機関と密に連携し、計画的な放流調整を行ってまいります。

続いて枳沢ダム（泉田川土地改良区）につきましては、前年8月に貯水率20%まで追い込まれたところでございます。今年度も枳沢ダムにつきましては6月2日に理事会を開催し、通水制限を決定し対応しているところでございます。内容としては、6月10日から3路線を3日に1回で回すという内容で決定されているようでございます。

このため、現時点で田植え自体が大方完了しているものの、余力がほとんどない厳しい状況が続いております。5月26日現在の貯水率が87.4%、前年同期比90.2%となっておりますけれども、6月8日現在でいきますと、貯水率が67.4%、前年同期比79.3%となっているところでございます。

ため池・小河川（平時降雨依存地域および水路末端）につきましては、前年、用水の確保に難儀しました西郷地域の一部等の地域におきましては、融雪水に頼れない沢水や小河川を水源とするため、春先から用水確保に苦慮し、代かきや田植えが遅延しながらも対応いたしているところでございます。

具体的には、前年の緊急支援事業により、農家で導入しました「揚水ポンプ」や仮設資機材を、春の作業段階から前倒しで再配備・フル活用いただくことで、本流河川や主要水路からの汲み上げ・融通を行い、「田植え不能」を回避してきたところでございます。

また、田植えまではできたものの、現在、用水確保に苦慮している農業者から農林課に相談を受けた案件もあるところでございます。

異常気象等の救済措置としては、令和8年度新規事業となる「収入保険新規加入奨励事業」がございします。新規加入者に上限3万円補助を行うもので、新規加入者を共済組合とともに、加入促進に向け周知を実施しているところでございます。

なお、令和7年度収入保険加入者は76名で、渇水等にともなう収入保険受給対象者は1名となったところでございます。

最後に、町といたしましては、前年の渇水対策本部を7月25日に設置しましたが、その教訓を活かし、今年度は少雪の影響を重く見てすでに金山農協営農部、泉川土地改良区、県農業関係機関との情報連携体制を早期に立ち上げまして、現場の巡回と情報共有を強化しているところでございます。以上です。

○危機管理主幹

はい。最後に、林野火災への対応について説明させていただきます。

近年、全国的に気候変動の影響と見られる異常気象が頻発しており、乾燥や強風による山林火災のリスクは、当町にとっても決して他人事ではなく、危機管理の徹底が強く求められているものと認識しております。

また、令和 8 年 1 月 1 日に改正最上広域市町村圏事務組合火災予防条例が施行され、新たに「林野火災注意報・警報発令」の規定が盛り込まれ、同年 4 月 1 日から運用が開始されております。

こうした状況を踏まえ、当町では、山林火災の未然防止及び発生時の迅速な対応体制を強化するため、町議会 3 月定例会において、「金山町火入れに関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、議決をいただいたところであります。

今回の改正では、最上広域消防本部から「林野火災注意報」が発令された際には、火入れを「行わないよう努める」こととする努力義務を新たに設けたところであります。

この「林野火災注意報」は、前 3 日間の合計降水量が 1 ミリ以下で、かつ前 30 日間の合計降水量が 30 ミリ以下であれば、または乾燥注意報が発表されている場合に発令され、強風注意報が併せて発表されている場合は「林野火災警報」が発令されます。

一方で、「林野火災野火等多発警報」は、県内において林野火災や野火が多発している状況、または極めて危険性が高い状況において発令されるものであり、通常以上に警戒を強化し、火気使用の自粛など、より強い予防対応が求められるものであります。

本年 4 月 1 日以降、農林課が許可した火入れ件数は 2 件となっておりますが、その期間中、林野火災注意報は 12 日間発令されております。

また、県内で大規模な林野火災が発生したことなどを受け、「林野火災野火等多発警報」が 4 月 23 日から 5 月 4 日まで発令されたところであり、当町におきましても、行政情報放送や関係機関との情報共有を通じて、火気取り扱いへの注意喚起を強化したところであります。

さらに、最上広域消防本部におきましては、消防署及び消防団との連携による警戒活動や巡回広報を実施している他、山間部での消火活動を想定した訓練、資機材の整備、広域応援体制の確認などにも取り組んでおります。

当町消防団におきましても、地域事情に精通した団員による巡回警戒や初期消火体制の確認、確保に努めており、地域に密着した活動が火災被害の防止・軽減に大きな役割を果たしているものと認識しております。

今後につきましても、気象状況や各種警報・注意報の情報を的確に把握しながら、最上広域消防本部をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、火災予防の徹底と迅速な初動対応に努め、町民の生命・財産を守る防災体制の充実に取り組んでまいります。以上です。

○栗田議長

時間が経過してますんで、手短に。

○五十嵐議員

はい。今後異常気象とか災害で何もないことを祈るわけですが、災害はいつ起こるかは分かりませんので、体制づくりを一層推進して、早めの対応をお願いしたいと思います。

3つ目に挙げてました質問については、年金と生活保護と制度により物価の値上げで上がっているのと、生活者にとって、いろいろな支援もされてますし、国からの交付金もきたということで通知を受けてますので、早めにそれらに対応して、楽させていただきたいなということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○栗田議長

これで一般質問を終わります。

日程第7 町長提出議案の一括上程

日程第7「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第45号 令和8年度金山町一般会計補正予算（第1号）

議第46号 令和8年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第47号 令和8年度金山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第48号 令和8年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第49号 令和8年度金山町水道事業会計補正予算（第1号）

議第50号 令和8年度金山町下水道事業会計補正予算（第1号）

議第51号 金山町農業委員会委員の任命について

議第52号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の取得について

議第53号 除雪機械の取得について

以上、9件を一括上程します。

日程第8 提案理由の説明

次に、日程第8「提案理由の説明」を求めます。

○町長

本日金山町議会6月定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

提出議案は、議事日程にございますように、議第45号から議第53号までの9件であります。

その内容は、令和8年度各会計補正予算 6件

その他 3件 でございます。

最初に、議第45号から議第50号までの各会計補正予算について でございますが、全会計に関わるものといたしまして、令和8年4月1日付け人事異動により、昇任、昇格し

た職員の給料、各種手当、共済費等の追加、また、会計間異動による特別会計の人件費の増減調整をさせていただいたところであります。

初めに 議第 45 号 令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 1 号） につきましては、歳入歳出それぞれ 6 千 280 万円を追加し、総額を 54 億 9 千 280 万円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、町民税務課関係ですが、令和 8 年度税制改正に伴い、軽自動車税環境性能割が廃止され、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とされたことによる組替補正を行っております。

次に農林課関係では、県に申請を行っていた地域農業構造転換支援事業の採択及び新たに新規就農者チャレンジ事業への申請があり、事業実施に伴う県支出金 3 千 138 万 6 千円の追加と、一方で当初農地利用効率化等支援交付金での実施を予定しておりました事業を上述の地域農業構造転換支援事業に変更したことにより 300 万円の減額、合わせて県支出金 2 千 838 万 6 千円を追加しております。

まちづくり課関係では、3 月定例会においてご説明をさせていただきましたが、令和 7 年度末に解散の手続きを行った株式会社グリーンバレー神室振興公社への出捐金 3 千万円に対する、東日本旅客鉄道株式会社の出資割合 49%に応じた負担金 1 千 470 万円を雑入として追加しております。

次に寄付金の関係ですが、令和 7 年度の豪雪に対する支援といたしまして、個人版ふるさと納税分 5 万円、山形県母親大会連絡会より 3 万 5 千円、合わせて 8 万 5 千円の寄付をいただき、令和 8 年度の除雪体制の強化事業の財源として活用させていただきます。

また、育英会に対し有限会社星川建装 代表 星川昭男様より 10 万円の寄付をいただきましたので、育英基金への積み立てを行うこととしております。

続きまして、歳出につきまして各課の主な内容でございますが、議会事務局関係では、東京金山会への参加費用として 10 万円を追加いたしております。

次に、総務課関係では、廃校となっている旧中田及び旧明安小学校の電気設備の一部に P C B を含んだ可能性のある機器があり、当初予定していた旧中田小学校のトランス更新に旧明安小学校のコンデンサ分の処分費用 44 万 9 千円を追加し、財源については一般財源のほか、資産活性基金及び廃校物品売払収入を活用いたしております。

続いて、まちづくり課関係では、地域おこし協力隊活動支援事業における組替補正の他、近年他の自治体等において管理樹木の倒木による被害が発生しているため、安心安全の取り組みとして、この度金山中学校前町道山崎・七日町線の桜並木について緊急点検を行うこととし、その費用 120 万円を追加しております。

また、グリーンバレー神室活用事業及び、除雪体制の強化事業の財源として、それぞれ東日本旅客鉄道株式会社の負担金と寄付金を活用いたしております。

続いて、健康福祉課関係ですが、初めに他会計繰出金といたしまして、人事異動による人件費分の調整を主に、国民健康保険会計繰出金 6 万 4 千円、介護保険特別会計繰出金

778 万 6 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 8 万 8 千円をそれぞれ追加しております。

ほかにも、育児期間における保険料の免除措置に伴う国民年金システムの改修事業 89 万 1 千円、令和 7 年度に実施しました物価高対応子育て応援手当支給事業において、令和 7 年度分事業費確定後の年度末に新たに 1 名の出生があり、今年度において 1 名分 2 万円の支給事業を行い、財源として国庫支出金を活用いたしております。

次に生活環境課関係では、中東情勢の悪化に伴う関係物資の高騰もあり、今年度購入を予定しておりましたごみ袋の単価が上昇しており、予定枚数の確保のため 30 万円の追加、水道事業会計への補助金では、高料金対策分としての繰出基準額が減少したことに伴い、67 万 6 千円を減額しております。

続いて、農林課関係では、先に歳入の中でも説明させていただきましたが、農地利用効率化等支援交付金 466 万 6 千円を皆減する一方、地域農業構造転換支援事業については、当初予定時以上の事業採択となったこと、今年度認定農業者については、町独自に事業費の 6 分の 1 を補助金として上乗せすることとしておりますので、合わせて 4 千 281 万 6 千円を追加しておりますとともに、新たに 1 名の新規就農者チャレンジ事業への申請があり、386 万 1 千円及び、令和 6 年豪雨災害に関連し、上台地区ため池施設に、山腹崩壊に伴い流入した残土処理工事請負費 500 万円をそれぞれ追加しております。

有害鳥獣対策については、不要果樹等の伐採を行う野生鳥獣市街地等出没対策事業について当初予算で計上しておりましたが、事業実施希望が多く、補助金 180 万円を追加し、財源として県支出金 60 万円を併せて追加しております。

その他、大堰等に放流する鯉の購入費用 50 万円、経済対策事業畑地化事業費補助金 10 万円をそれぞれ追加しております。

最後に、教学課関係ですが、歳入においても説明いたしましたが、寄付金を育英基金に積み立てるため、育英会運営事業の繰出金 10 万円の追加、他にも小学校及び中学校の管理事業において当初より予定しておりました修繕費が増嵩する見込みとなり、280 万 4 千円の追加、更には実験等で使う薬品の処分費用として 40 万円を追加しております。

また、社会教育関係では、中央公民館駐車場法面の板柵工について、老朽化等による修繕費 46 万円、中央公民館等大規模改修事業において、設計管理及び工事の一本化と、事業内容の一部調整に伴い、15 万 9 千円、地区公民館施設整備事業では、物価高騰分など 46 万 3 千円を追加しております。

以上が一般会計の補正予算内容となりますが、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、寄附金、繰入金、雑入を追加して調整させていただきました。

続きまして、議第 46 号 令和 8 年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、直営診療施設勘定予算の補正で、歳入歳出予算の総額に 58 万 4 千円を追加し、総額を 2 億 3 千 178 万 4 千円といたすものでございます。

内容は、人事異動に伴う職員人件費 6 万 4 千円を追加するとともに、事前に議員の皆様にはご説明させていただきましたが、YCC 情報システム社へのサイバー攻撃事案に関す

る対応策として、個人情報保護法に基づき、対象者宛に個人情報漏洩の恐れがある旨の通知書を送付するため、印刷製本費及び通信運搬費 52 万円を追加し、財源は一般会計からの繰入金及びＹＣＣ情報システム社からの納付金で調整をさせていただきました。

次に、議第 47 号 令和 8 年度金山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出の総額に 841 万 3 千円を追加し、総額を 7 億 5 千 421 万 3 千円とするものでございます。

その内容は、人事異動に伴う職員人件費の関係で、総務費 667 万 7 千円及び地域支援事業費 48 万 2 千円、介護保険報酬改定に伴うシステム改修事業 125 万 4 千円を追加し、財源は一般会計からの繰入金と国庫支出金で調整をいたしております。

続きまして、議第 48 号 令和 8 年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、人事異動に伴う職員人件費 8 万 8 千円を追加し、補正後の予算総額は 9 千 608 万 8 千円となります。財源は一般会計繰入金を追加して調整させていただきました。

次に、議第 49 号 令和 8 年度金山町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、107 万 3 千円を追加し、収益的収入及び支出総額を 2 億 657 万 3 千円とするものであります。

支出では、職員人件費 107 万 3 千円を追加するとともに、財源は一般会計からの補助金を 67 万 6 千円減額し、水道使用料を 174 万 9 千円追加して調整いたしましたものでございます。

また、資本的支出につきましては、水道用テレメーターの UPS（無停電電源装置）について、内部バッテリーの劣化により機能に支障が出ているため、その更新費用 286 万円を追加いたしております。

次に、議第 50 号 令和 8 年度金山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、125 万 4 千円を追加し収益的収入及び支出総額を 2 億 1 千 655 万 4 千円とするものであります。

支出では、職員人件費 125 万 4 千円を追加いたしており、財源は下水道使用料 125 万 4 千円を追加して調整いたしましたものでございます。

続きまして、議第 51 号 金山町農業委員会委員の任命について でございますが、金山町農業委員会委員が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、7 月 20 日から 3 年間の任期での新たな委員 10 人について、議会の同意を得るため提案するものです。

次に、議第 52 号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の取得についてでございますが、老朽化に伴う谷口、稲沢、安沢の各消防団の積載車の更新について 5 月 14 日に入札を行った結果、次の通り取得することについて提案するものです。

取得しようとする財産	軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車	3 台
取得予定価格	18,643,081 円	
取得先	株式会社長谷川ポンプ製作所	代表取締役 長谷川順一

最後に、議第 53 号 除雪機械の取得について でございますが、老朽化に伴う除雪ドーザの更新について 5 月 27 日に入札を行った結果、次のとおり取得することについて提案するものです。

取得しようとする財産 除雪ドーザ WA270－8Y 1 台

取得予定価格 29,480,000 円

取得先 コマツ山形株式会社 新庄支店 支店長 佐々木 周一

以上、9 件につきまして、議案の概要をご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第 9 提出議案の説明

日程第 9 「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提出議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明を省略することに決定しました。

次に、休会についてお諮りします。

明日 10 日は、議案調査のため、また、11 日は議会活性化・DX 推進特別委員会及び総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が開催されるため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日 10 日から 11 日までの 2 日間は本会議を休会とすることに決定しました。

これで本日の会議はすべて終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦労様でした。

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）

令和 8 年 6 月 金山町議会定例会 会議録
(第 4 日目)

令和8年6月金山町議会定例会 会議録

令和 8年6月12日
午後13時30分開会

1. 応召議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 1番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 4番 寒河江 宏一 議員 5番 須藤 典夫 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	総 務 課 長	川 崎 勉
町民税務課長	三 上 裕 一	危機管理主幹 (兼総務主幹)	後 藤 隆 行
教 学 課 長	佐 藤 英 樹	農 林 課 長	庄 司 紀 一
健康福祉課長	正 野 学	まちづくり課長	柴 田 直 樹
交流推進主幹	中 村 善 一	生活環境課長	古 澤 幸
会 計 管 理 者 (兼出納室長)	大 場 美穂子	診療所事務長	松 澤 和 仁

7. 議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 倉 章

8. 議事日程

日程第1	議案審議
日程第2	議員派遣の件
追加日程第1	町長提出議案の一括上程
追加日程第2	提案理由の説明
追加日程第3	提出議案の説明
追加日程第4	議案審議

令和 8 年 6 月 1 2 日
午後 1 3 時 3 0 分開会

○栗田議長

皆さん、ご苦労様でございます。
本日の出席議員数は、9 名です。
定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。
それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第 1 議案審議

日程第 1 「議案審議」に入ります。
お諮りします。
議事整理の都合上、質疑を、
議第 4 5 号から議第 5 0 号までの 6 件、
議第 5 1 号の 1 件、
議第 5 2 号から議第 5 3 号までの 2 件、
とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、質疑を、
議第 4 5 号から議第 5 0 号までの 6 件、
議第 5 1 号の 1 件、
議第 5 2 号から議第 5 3 号までの 2 件、
とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことに決定しました。
それでは、議第 4 5 号から議第 5 0 号までに対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
はい、大場議員。

○大場議員

はい、7 番大場です。私からは議第 45 号、令和 8 年度一般会計補正予算の方から質問させていただきます。

町長の説明の中で、6 款 1 項 5 目、農林課の地域農業構造転換支援事業の方法についてお伺いしたいと思います。

地域の農業を牽引する中核的な担い手を対象として新たに 6 件の施設の導入や、農業用機械の補助等説明を受けて、そこで導入した機械や施設の詳細の内訳と制度の盲点に対しての注意すべきポイントについて理解されてのこういった方々の申請や受理をされたのかをお伺いしたいと思います。

○栗田議長

農林課長。

○農林課長

大場議員のご質問に対して回答させていただきたいと思います。

地域農業構造転換支援事業におきましては、7件の機械補助の内訳になります。地域の担い手となる農業者などから申請のあった、コンバイン、トラクター、ドローンなどの高性能農業機械の導入費用でございます。

詳しく申し上げますとトラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、ドローン1台、あと乾燥機含めた調整機器が3台の機械となっております。

具体的な事業費の総額は、9,655万9,174円です。そのうち補助金額は4,281万6千円となっております。それぞれの申請内容につきましては、導入する機械が経営面積の拡大や作業効率化、付加価値の向上といった成果目標の達成に真に必要なものであるか、またカタログや山形県特定農業機械導入基準などに照らし合わせて過剰な設備投資になっていないかなど、規模の妥当性を厳格に審査確認した上で受理いたしております。

大場議員ご指摘の制度の盲点や注意すべきポイントに関しましては、補助金依存による過剰投資のリスクや導入後の法定耐用年数内における目的外転用の禁止、財産処分の制限などが挙げられます。

町といたしましては、これらの留意点やリスクを十分に認識し、申請者に対しても、事業の持続可能性や、実行資金の確保状況を事前に確認しているところでございます。今後も機械が効率的に活用され着実に成果目標が達成されるよう、導入後の経営状況も含めて、適切な指導、巡回確認に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。先ほど自分6件でお伺いしたんですけれども、7件ということで、大変事業者の方々すごい担い手として大変今後の期待も持てるわけなんですけれども、補助率の事業費の10分の3以内で、残りの7割以上が自己資金または融資で賄うとされており、導入したスマート農業機械などの初期費用の高さだけではなく、専門的なメンテナンスや、定められた期間内での目的以外の使用や処分、また経営方針の急変ができないというような制限があるため、先ほど課長から言われたように、適切な指導の方をお願いしたいなと思ってます。

また、事前審査やこういった申請に基準があった上で、要件すべてに該当された方には、大変新たな担い手として期待をしているところでございます。

そこでちょっと再質問なんですけれども。中山間地域で農業を営む地域において稼ぐための取り組みを支援する農林水産省の「元気な地域創出モデル支援事業」に対して、町ではどういった見解であるのかなという形でお伺いしたいと思います。

○農林課長

農林水産省の「元気な地域創生モデル支援事業」に対する町の見解についてお答えいたします。我が町の中山間地域におきましては、平地に比べて不整形なほ場が多く、生産コストや労働負担の面で不利な条件にあることから、農業者の所得確保や地域の維持が重要

な課題であると認識しております。

本事業のように、中山間地域が持つ特色ある資源を活かし、稼ぐための前向きな取り組みを国が直接支援する制度は、地域農業の活性化において有効な手段であると考えております。

町といたしましては、こうした国の補助率の高い支援事業や優良なモデル事例の動向を常に注視・情報収集し、地域の創意工夫を活かした取り組みと合致するものがあれば、積極的に導入を検討してまいりたいと考えております。

まずは現行の担い手育成事業などを確実に進めつつ、中山間地域における持続可能な農業経営の確立に向けて、どのような施策が最も効果的か、地域の実情を踏まえながら検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。これもやはり中山間地域、自分たちの金山町、やはり山に囲まれ、また水源があるにもかかわらず、水路の販路が容易でないところも多々あるようです。

また、耕作する土地も小さかったり、悪状況の、悪影響ですか悪い状況での水源のところもありますので、やはり今、田茂沢・蒲沢のほ場整備が始まっていますけども、整備がされる上で、他の地域のところでもほ場整備の計画がされているのかなと思ってます。今段階ではほ場整備を計画している地域の戸数が分かればお願いしたいと思います。

○農林課長

当町においてなかなか進まないほ場整備でありますけども、年々、農業者特に大型大規模層からのほ場整備の要望というのは、年々強くなっているところでございますし、昨年今年とこの渇水状況にある中で、何とかそのほ場整備されることによって、灌漑設備が充実するということもありますので、町としてはほ場整備については、地域と連携しながら進めてまいりたいと考えているところです。

特にほ場整備に向けた機運の盛り上がりがある地域としては、朴山・板橋と菅越、あと小蟬・中田という地域が今のところ、ほ場整備を進めたいという意向を受けております。

今後、町の進め方といたしましては、近隣ではほ場整備が進んでいる市町村の進め方を参考にして、まずは今年につきましては、各ほ場整備をしたい意向の地域の農業者のアンケート調査を実施するために、今準備を進めているところでございます。

なかなか町と、あと県の農村計画課とか説明会を開催しても、集まる人が限られている、集まる人が限られる状況もありまして、地区によってはもう4、5回説明会をしたところもございますけども、その先がなかなかこう進んでいかない要因としては、地域の合意形成という部分があると思っておりますので、そこは今年度中にアンケート調査を早々に実施して、それをまとめて、さらに地区に戻してより進めていければという考えでございます。

あと地区で、もう1つが抜けました。明安地区も要望が上がってきておりまして、特にここ数年枳沢ダム貯水率が、なかなか安定しないというところもありますので、そう

いったところで、揚水・排水の灌漑設備を充実することによって、用水を確保できればという意向もあるようです。以上です。

○大場議員

最後に、先ほど課長から様々なそういった計画や、座談会を開催しても、参加している方々が大体同じだっていうことも踏まえた上で、自分も地域計画の策定のときにも参加させていただいたんですけども、やはり参加していただける方がほぼ毎回同じだったことも踏まえて、今後の5年後、10年後の農業や農地をどういった形で経営する上でも大変実なるそういった集まりなんですけども、参加していただける方が大体同じということで自分も広報してお知らせをしていますけども、なかなか集まらない現状に自分も、役場の行政の方でも大変楽じゃないのかなと思っております。

その他にも生産や販売の効率化や、また省力化に向けたデジタルツールの導入を支援し、労働力不足の課題解決に直結しているこの中山間地域の地域モデル事業なんですけども、柔軟な支援体制と受けとめておりますので、単に機械導入の補助とか、柔軟な体制と感じておりますので、地域の実情に合わせ、また先ほどあったように、ほ場整備の機運が今上昇している今だからこそ、周辺の自治体の成功例や、ほ場整備のやり方、早急なほ場整備のやり方が必要なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。

はい。星川議員。

○星川議員

8番、星川です。議第45号、一般会計補正予算の方から、10ページの廃校物品売り払い収入。これ売ったっていうか、その経緯ですかね。私は、これはすごく賛成です。ゼロカーボンにも繋がることですし、いいことだと思っていますけれども、これを売り払った経緯をお聞かせください。

○栗田議長

はい。総務課長。

○総務課長

はい。お答えいたします。

廃校に保管している物品というものが色々あって、その中で、町として売り払ってもよさそうなものに関しては、1度全体に周知して「希望者いませんか」ということで募っております。

そこで希望するものがあつたものであったり、なかったものはそのまま、まだ保管されているんですけども、一般に示した後に直接ちょっと役場の方に相談があつて、具体的に言いますと、「MOYA」さんの物品というか、「MOYA」さんで椅子とか、色々な物品が欲しいということで、改めて金額をこちらで評価をさせていただいて、売買っていうか販売というか、お譲りしたという経過でございます。

○星川議員

はい。今リサイクル店とかね、そういうのはつぶれたとかっていうところも少ないですし、すごく利用する人が多いのかなってところで、まだ一般に周知をしてもらったとは思いますが、これ定期的にね、周知すれば、1回限りっていうふうに多分受けてると思うので、まだその物品がどれくらいあるのか分からないですけれども、かなり安価だと思うので、こちらとしても、執行部としても、そういうゴミになるものが少なくなりますし、安価で欲しいという人にマッチングができるので、周知を少し定期的とかにしてもらうと、町民も気づきやすいのかなと。町民じゃなくても、買うことはできるんでしょうか。

○総務課長

はい。そうですね、周知の頻度につきましては、ちょっと今後担当の方とも話をして、やはり必要に応じてできるだけ多くしたいなと思います。

ちょっと町民以外についてどうなのかってのは、ちょっと今ここで即答はできないんですけども。

まずは町民の皆さんへの周知となるかと思います。それでもいっちゃなければ、場合によっては可能かもしれませんが、ちょっとそこまで、ちょっと今はっきりと申し上げられませんけどもよろしくお願いします。

○星川議員

内容がどういったものがあるっていうのも分からないと、あれなので。そういうところもちょうと教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

あともう1点なんですけれども、27、28ページの土木費8款、土木費で、山崎・七日町線の桜並木の街路樹点検業務が上がってきてるんですけれども、ちょっと前から、倒木がかなり多くて、桜の木とかも大分切ったと思うんですよ。役場の駐車場の方も切ってすっきりして、私は大変よかったなと思ってんですが、その時に何かなぜ切ったんだっていう、確か批判みたいのがあったと思うんですが、大分減った桜街路樹を補填するっていうことは、今後あるのか。これ景観審議会とかに関係するものなのか。景観をつくるその木が1つとして、そういうことがあるのかちょっと教えてください。

○栗田議長

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。街路樹ということで、今回このような点検作業という形で行っておりますけども。場合によっては、伐採せざるを得ないものは伐採というような形になる可能性もあります。

今現在そういうふうにすでに伐採されて、何もないというような状態になっているところもありますけれども、そこがそのままいいのかというようなところもあるかと思います。

本来の街路樹につきましては、生活されてる方のそういった潤いとかそういう環境面と

か、そういったものに高めるためにというような、そういった目的もあるかと思うので、その代わりにこういったものを植えたほうがいいのかとかですね、そういったところを今後検討していきたいと思います。

また景観審議会の方にも、こういったところをかけるべきか、それとも町独自で進めていくかというのちょっと少し検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○星川議員

大分街路樹が減って、ちょっと寂しいっていうところはあるかもしれませんが、雪国ですので排雪とかそういうところを考えればすごく便利に、この駐車場もそうですけれども、便利なのかなあというところで、町が植えるのか、またその切った補充をするのかどうかっていうところが、ちょっとどうなのかなあと思ったんで、ちょっと聞いてみたんですけれども。また結果っていうか出るまで、話し合いなんかありましたら教えていただきたいと思います。終わります。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。

はい。寒河江議員。

○寒河江議員

4番、寒河江でございます。今、星川議員からも質問あつて、街路樹の関係で私もその関連で質問しますけども。今年もですね、街路樹に関しても、やはり風で倒れてっていうことありました。そんな中で去年ですね、病院通りの方のイチョウの木をですね、思い切って何年かぶりに切っていただいて、住民の方々も大変喜んでいました。その中でですね、それは何年かにいっぺんなんですね。そうしますと、逆に言いますと、毎年した分が経費的にも安いということもあると思うんです。その辺をやはり検討すべきではないかなと思います。

それとですね、うちの通りの桜通、桜並木ですけども、私も住んでいて分かるんですけども、町でも剪定します。東北電力でも剪定します。そしてNTTも剪定、時期をずらして来るんですね。自分の所だけ来るということで、

その辺をですね、逆に言えば、町の方で委託を受けて、電力さん、そしてNTTさんから受けて、町の木として桜をですね、剪定した方が定期的にもいいのかなということで、ぜひそういう検討をなさってはどうかということで質問させていただきます。

○栗田議長

まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。今ご質問いただきました、「何年かに1回かよりも毎年した方が経費が安いのでは」というところですけども、すいません、私の方でちょっとそういったデータ今持ち合わせておらなくてですね、そういったものがあるかどうかちょっと確認をさせていただきます。

いて、場合によってはそういったところも検討していきたいと思います。

あともう1つ、東北電力ですとかN T Tにつきましては、基本的に電線なり電話線なりに支障があるような場合は、そういったところ伐採を、剪定をするという形かと思いますけれども、そういったところ、基本的には町の部分、町道の部分について、町の方で委託を受けてできるのかどうなのかというようにところにつきましては、東北電力、N T Tさんの方にもちょっと確認をさせていただいて、そういったことが可能だということであれば、そういったところも検討させていただきたいと思います。以上です。

○寒河江議員

はい。ぜひ検討していただきたいと思っているところなんですけども。

そして私のところもやっぱり木の点検をしたところ、なんでこの木を切るのかなというところもありました。そういう実際に切ってみますと、やっぱり中が空洞になって、もう駄目になってる、寿命がきてるというのがありましたので、そういう点検をやっぱり必要かなと思ったところですので、ぜひ点検。そしてやっぱり事故が起きなければですね、その木が倒れて車にきた、人にきたってなると大変だと思うので、ぜひその辺の点検、そして、イチョウの木に関しても、やはり、去年のように高所作業機を借りてきてまでしなければならぬということ大変な、やっぱりコストがかかると思うので、逆に言えば毎年したほうがいいのではないかなという。その方がコスト的にも安くなるということもありうると思うので、ぜひ検討のほどお願いいたしまして、質問を終わります。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。はい、中村議員。

○中村議員

はい。3番中村です。それでは私からは議第46号、国保会計の7款1項一目、歳入のほうですけども、Y C C情報システム関連で伺いたいと思います。

この件については全協とか議運で内容は伺ったんですけども、やはりこれも町民の方々にお知らせするべきなんじゃないかなあとということで、改めてお聞きしたいと思います。それで、現在この情報の漏えいの可能性があるというお知らせを送付するっていう段階になっておりますけれども、この対応している担当課。診療所でやってるのか、総務課でやってるのか。その辺と、全協でも伺いましたけれども、その経費負担ですね。送付にかかる費用は請求することを考えているってことなんですけれども。その他にかかる経費、ちょっと積算は難しいんですけども、人件費とか、もろもろあると思います。その辺をまずは説明をお願いします。

○栗田議長

診療所事務長。

○診療所事務長

はい。それでは私の方からY C Cの関係、現状含めてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

ご存じの通り、4月2日にYCCのサイバー攻撃ございまして、町では4月17日にホームページの方で公表をさせていただきました。

全協で議員の皆様にもご説明をさせていただいたところですけども、その後ですね、YCCの方では外部の専門機関、関係機関の方に調査を依頼しまして、調査が行われました。その結果がですね、5月21日の日にホームページ、新聞の方でも公表されておりますけども、内容としましては、外部調査の結果では、情報が外部に送信された明確な痕跡が確認することはできなかったと。実質的に情報漏えいが発生したことを裏付ける痕跡というのは確認されなかったと。併せまして、この事案に関する犯行声明ですとか、個人情報の流出については、現時点では確認されていないというような調査結果がございました。

しかしながらですね、漏えいの可能性が100%否定されたものではございませんので、YCC社の方では引き続き、この監視ですとか調査を継続していくというふうなことでございます。現時点でそういったことを確認されておきませんが、個人情報保護法ですとか、関係法令に基づきまして、先ほど議員おっしゃられた通りですね、対象者の方に通知を行うことで今準備をしているところですが、担当課はどちらかということなんですけども、診療所と総務課のシステム担当の方で一緒になって、今その特定作業を行っているところです。

実際亡くなられている方、住所が変わられている方、例えば苗字が変わられている方などいろんなパターンがございまして、それから特定をしている状況でございます。費用負担につきましては、今回これに係る郵送代と封筒代ですね、消耗品代、需用費の方を補正の方に計上させている状況であります。

こちらにつきましては、YCC社の方に請求をして、その分負担いただくというふうにしているところでございます。以上です。

○中村議員

はい。情報を流出した可能性をかなり低いっていうことを聞いて安心するんですけども。この情報流通については、最終責任は町の方にあるということで、細心の注意を払って進めていただきたいというふうに思います。

それでこのYCCさんとの、委託契約っていうのはあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その中で例えば流出した場合どうするかとか、またその費用負担。どうやるのかっていうふうな内容も中にあるんじゃないかなあというふうにちょっと思ったんですけども。この委託契約書ありますよね。分かれば、お願いします。

○診療所事務長

はい。委託契約の方は結んでおります。ただですね、その中に流出した場合の費用負担の関係ですとか、そういったところまでは実際は含まれていないというような形になります。

○中村議員

この情報関係の会社でしたら、そういうリスクは常にあるということで、あつてしかる

べきなのかなあというふうに思うわけなんですけれども。ちょっとこの件については町民の方々の関心が全然薄くて、情報の漏えいのリスクっていうのを「何だ、そんな大したことない」って思ってる方が多いんですけれども。やはり中には過剰に心配される人もいますが、それでさっき担当課を伺ったのは、診療所、こう言っちゃなんですけれども、かなり職員数が少なくて、対応が難しいかなあというふうに思ったものですから。問い合わせとかあった場合、やはり総務課がメインに進めたほうが、或いはまちづくり課でもいいですけれども、他の担当課もその対応に一応当たるっていうことにした方が良くないかなあというふうに思うんですけれども。先ほど申し上げたように意外に関心が低くて、それほどの反応はないような気がしますけれども。診療所の職員がかなり少ないっていうのがちょっと心配になってるものですから。それで今後も同じようなケースが考えられるわけですが、今回診療所でしたけれども、町ではいろんなシステムを使っているんで、外部に出るようなネットワークじゃなければそれほど心配ないんですけれども、中には外部と繋がっているネットワークを使っている課もあって、よく町民の、例えば農家とか、それから建設業の入札関係とか、やはり外部の方とネットワークを通じて書類のやりとりするっていうケースがこれからも増えていくと思うんですが。そのような場合、YCCじゃなくて、町がもしも流出するケースってのも考えられます。その場合の対応とか、そういうマニュアルのようなものも必要だと思うんですけれども。

最後その辺、町で情報関係の扱い、一応保護整備はされてると思うんですけれども、実際の行動計画っていうか、その辺どの程度まであるのか。ちょっと伺って質問を終わります。

○栗田議長

はい。総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず外部とのやりとりで、非常に重要な個人情報というものを扱うということは、まずはないというふうに考えています。

ただ、閉鎖された庁舎内のネットワークの中で住民情報ですとか、いろいろな情報というのは各課で扱ってはいますけれども、外部にその情報を簡単に出すというのは、ただ、色々な申請とかそういったものはあるかもしれませんが、それ以外のものについては、基本的にはまずはないという認識でおります。

なお情報漏えいをしないような対策といたしましては、マニュアルなど、そういった関連文書が整備をなされておりますし、個人情報保護の観点についても、総務課の方できちっと整備がなされております。

万が一、そういったことがあった際の対応のための計画も策定をしております。あとは当然、先ほどの契約ではいろいろ、経費負担のうんぬんはないんですけれども、その個人情報保護の観点では、色々な契約の中でそういった情報がある場合は流出させないようにしなければならないとか、そういったものも契約の方では謳っておりますので、まずはそう

いったところで必要な、最低限必要な計画マニュアル整備、そういったものがあるというふうに思っております。以上です。

○中村議員

もしもなった場合、これ早急に対応しなければならないものですんで、ある程度取り決めもあったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

次、別の質問に移りたいと思います。議第 45 号の一般会計総務課の 7 款、地域おこし協力隊について伺いたいと思います。

近年の協力隊、だんだんレベルアップしてきて、もう本当に優秀な人材が来ていただいてありがたいなあというふうに思っているわけなんですけれども。その効果のおかげで、町の観光分野なんかかなり活気がついてきているということで、さらには、指定管理にも参画していただくということで、本当に町外から来ていただいて頑張っているなというところを伺っています。

それで地域おこし協力隊ではなくて、集落支援員について伺いたいんですけれども。現在集落支援員、町では募集をしていないということなんですけれども、それは他の自治体でいろいろ問題があって、町でもちょっと検討をするっていう段階だと思うんですけれども。

個人的には地域福祉協力隊もいい制度ですけれども、集落支援員制度は、さらに地方自治体にとっては、やりやすい制度だというふうに思っています。

特にいろんなハードルが意外と低くて、ただ活動内容は他の自治体でまずかったのは、すべきことをやってなかったということで問題になったようなんですけれども、今募集をしてないっていう状況ではなくて、まだこれから 8 年度まだあるんで、早めの段階で集落支援員の募集を再開していただきたいなというふうに思います。

それでは特に集落支援員については、例えば町内の方に強くアピールして、金山町に関連する方が募集しやすいようなやり方の方が良いんじゃないかなあというふうに考えております。金山の現状を知っている方が集落支援員として、集落の問題を解決する。解決しながら、例えばスキーを教えてもらったり、いろんな活動をしながら、集落支援員の仕事も進めていっていただきたいなあというふうに思うわけなんですけれども。集落支援について何かありましたらお願いします。

○栗田議長

はい。まちづくり課長。

○まちづくり課長

今、中村議員からもありましたように、集落支援員につきましては、やはり集落の現状をよく理解、調査をしながら、住民と一緒に元気にしていくというようなそういった目的があると思います。地域おこし協力隊との違い、大きな違いというところでは、中村議員からもありましたように、町内の方でも従事できるというところがあると思います。今現在募集はしていないところなんですけれども、町の方でも様々な課題、例えば担い手不足ですとか様々な面でも課題があります。

今、スキーというようなことも提案ありましたけれども、そういった課題につきまして、集落支援員という制度が合致するものにつきましては今後も募集に向けて検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村議員

それでは、具体的に8年度を募集するように目指すのかどうなのか。その辺と、あと先ほどスキーとか、スポーツ関係のいいなあと言ったんですけれども、もう1つ最近話題になっている有害鳥獣関係で、猟友会のようなそういう資格を持って任務にあたってもらっているのを、有害鳥獣対策等、地域の課題を解決するという取り組みも可能性もあるんじゃないかなというふうに思うわけです。

有害鳥獣対策、ここ1、2年、年間を通して、やはり協力をいただいているという状況もあるんで、この辺の協力していただいている猟友会のメンバー不足、実際金山は他の自治体から比べれば大変恵まれている状況だということなんですけれども。

今後のことを考えると、ただのボランティアとしての猟友会、有償ボランティアですけども、有償ボランティアの猟友会会員よりも、よりもというか、どっちかというクラウドファンディング、自治体職員がそういう資格を持ってやるというやり方のようなニュアンスは近いんですけれども、集落支援員をやりながら、そういう活動できるやり方もあるんですけれども。

まず8年度内に進めることを考えているのかどうか。それから、その他の事業との組み合わせなど、考えることありましたらお聞かせください。

○まちづくり課長

はい。今、中村議員からありましたけれども、今現在その8年度中に募集を行うというようにはっきりとした予定はないところでありますけれども、今ありましたスポーツ関係、こちらにつきましては、先日全協等でもご説明させていただきましたように、地域おこし協力隊というところで、今の募集をしたいというふうに、スポーツ全般という形になりますけれどもそういったスキーも含めてといいますか、募集をしていきたいというふうに考えているところです。

有害鳥獣関係につきましても、当初はこちらの方の募集も、集落支援員ということで検討したところでありますけれども、今年度についてはまずはその職員体制の中で対応していくというふうにしたところであります。

ただ今年度の状況、猟友会の状況等をちょっと確認をさせていただきまして、改めて集落支援というような形が望ましいのかどうかもちょっと確認しながら、検討してまいりたいと思います。以上です。

○中村議員

せっかくいい制度ですんで、積極的に職員の方からいろんなプランを出していただいて、前向きに進めていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第４５号から議第５０号までに対する質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第４５号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第４５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第４６号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第４６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第４７号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第４８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第４９号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第４９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第５０号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第５０号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第５１号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第５１号に対する質疑を終わります。

本案は、人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

お諮りします。

採決は任命の同意を求められている１０名を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、採決は任命の同意を求められている１０名を一括で行うことに決定しました。

議第５１号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、議第51号は、原案のとおり同意されました。

次に、議第52号から議第53号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、寒河江議員。

○寒河江議員

私からは、この入札、消防の積載車の入札と除雪車の入札ありましたが、その入札の状況について何社指名で、入札に関して何社が来たのかということでお伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい。まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。それでは除雪車の方ですけども、こちらにつきましては5社の入札というような形になりまして、ただ、うち3社辞退をしたというような、そういった状況でございました。以上です。

○栗田議長

危機管理主幹。

○危機管理主幹

はい。軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車の入札についてですが、3社指名いたしまして3社応札をいただいております。以上です。

○寒河江議員

はい。分かりました。よくですね、消防のポンプ車に関してもそうなんですけども、救急車に関してもそうなんですけども。やっぱりポンプが決まってる、大体業者も決まるっていうパターンもあるんで、あえてここで一応お聞きしたところでございます。

このように3社指名で3社来たということと、やっぱり除雪車に関してもですね、5社指名して、2社が来たということでしたので、やっぱり5社指名して5社来ればもっとよかったのかなと思いますけども、ぜひ適正に入札されたというふうに私は思いましたので、質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

星川議員。

○星川議員

8番、星川です。すいません、除雪機械にちょっと関連して質問したいんですけども、この冬、事故っていうか、七日町住宅の車にぶつかったっていう事案と倉庫でしたっけ。あれの事案なんですけども。同じ方が何か他にも車を傷つけたっていう話最近聞きまして、これその方を処分しろとかそういうふうな、採用するなだとかそういう話では全くなくて、

この原因がね、運転技術の問題なのか。注意力っていうか、その問題なのか。ちょっと町の方ではどういうふうな原因というふうに捉えているのか、ちょっとお聞かせください。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

はい。詳細の件はちょっと今手元にそれら事故報告等はありませんので、不明な部分もございますが、確かに特に七日町住宅のところで起きた事案につきましては、隊員が2名で運転、1人は直接運転で1人は補助という形だと思いますが、その中で、やはりシーズン始めだったということも正直ありますけれども。やっぱり十分な確認が補助の人を含めて、運転する人は前の方ということだと思いますが、或いはバックするときとか、そういったところで補助の方が、そのところを十分なフォローができてなかったというものも確かにあったような気がいたします。

そういう意味で、シーズン初めで少し調整、機械に十分慣れた状態ではなかったということも確かあったかもしれませんが、あともう1件についても、どちらかというやはり確認不足というのが、やはりそういった事案を生じさせているということ、それが技術の問題にも当然確認不足も入るかもしれませんが、それで事故報告をいただいたときにも、やはり担当課としても、或いは担当課長がコメントを求めますが、その際には、やはり十分2人で連携を十分に確認作業を徹底するというようなことで指導するというようなことが共通のものとして思慮申し上げた内容だったと思います。

確かに経験年数によって、かなりベテランの操作できる人と隊員と、それからまだ1、2年というような、そういう経験が浅い隊員もございますけれども、そこら辺は組み合わせといいますか、お2人の技量がある程度バランスを考えた組み合わせをしながら、そして徐々に技術を高めてもらうというような配慮をしております。

ただ、やっぱり確認不足というようなところが、普通の交通事故でもそうですけれども、やっぱり前方不注意とか、そういったことがすごく原因で大きなものとなりますから、除雪車におきましても、前の確認或いはバックするときの確認、それが本当に第一任的には操作する隊員ですけれども、それをその隣で補助的にいる隊員のやっぱフォロー、これがすごく大事だと。大きい機械でありますので、そう考えておりますから、そこら辺については十分反省した上で、今度また除雪隊の募集も行行ってそして採用、そして12月1日というようなことを迎えるわけですので、今年度の反省を十分活かした形で来シーズンに向けていきたいと思います。

○星川議員

除雪の結団式とかもありますし、十分なんか訓辞みたいなものは多分やってると思うんですけど、何かそれでも1回じゃなくて2回も事故を起こしてるっていうんで、やっぱりこれ対物であればねその修理したり、弁償したりっていうことで済むんですけども、やっぱこれ人身事故になってしまうと大変な問題になってしまうので、これ運転技術

だったら、何かその運転技術をもう 1 回その何ですかね、研修し直すプログラムとかあるのかなあっていう、ちょっとそれは分かりませんけども。注意力の問題であれば、どういうふうにしたら、もう 1 人ついてるわけですし、それでもなお事故が起こったということで、これどういうふうに解決していくと私も分からないんですけれども、そういうことにはすごく注意しなきゃいけないと思うので、その方せつかく応募して下さって、これからもね、続けていただきたいんですけれども。この事故を未然に防ぐ、その方法についてはもう少し何かあったほうがいいのかなどというふうに感じましたので、質問させていただきました。終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第 5 2 号から議第 5 3 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 5 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 5 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 5 3 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第 5 3 号は、原案のとおり可決されました。

これで、議案審議を終わります。

日程第 2 議員派遣の件

次に、日程第 2 「議員派遣の件」を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配布しているとおりであります。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

会議の途中ですが、午後 2 時 45 分まで休憩します。

14時30分 休憩

14時45分 再開

○栗田議長

それでは休憩を打ち切り、再開します。

ただいま、町長から、議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定しました。

それでは追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1 町長提出議案の追加上程

追加日程第1「町長提出議案の追加上程」を行います。

議第54号 令和8年度 金山町一般会計補正予算(第2号)

以上1件を追加上程します。

追加日程第2 提案理由の説明

次に、追加日程第2「提案理由の説明」を求めます。

はい、町長。

○町長

先ほどは、提案いたしました全ての議案をご可決いただき、誠にありがとうございました。

追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。

提出議案は、追加議事日程にございますように、議第54号金山町一般会計補正予算(第2号)の1件であります。

その内容は、先ほどの一般会計補正予算(第1号)で有害鳥獣対策事業について増額をご可決いただいたところですが、昨年度に引き続き今年度もクマやイノシシの出没が多い状況にあり、町と共に有害鳥獣対策にあたっている金山猟友会には、大変なご苦勞をおか

けているところでございます。

今年度から、鳥獣被害対策実施隊の報酬を含めて、鳥獣被害総合対策事業費交付金として金山町鳥獣被害防止対策協議会に交付しており、2ヶ月に1回の活動状況報告をいただくこととしております。

この度4月、5月活動実績報告を確認したところ、当初予定を大きく上回る見込みとなり、町民の安心安全確保及び円滑な有害鳥獣対策実施のため、鳥獣被害対策実施隊報酬分900万円を追加させていただくものです。

以上が一般会計の補正予算内容となりますが、財源につきましては、繰越金を増額して調整させていただきました。よろしくご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

○栗田議長

はい。ありがとうございました。

追加日程第3 提出議案の説明

次に、追加日程第3「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第38条第2項の規定により、提出議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明を省略することに決定しました。

追加日程第4 議案審議

次に、追加日程第4「議案審議」に入ります。

それでは、議第54号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

○栗田議長

中村議員。

○中村議員

3番、中村です。この件についても、全協で伺ったんですけれども、本当にこの1、2年のクマとかイノシシの被害というのは本当に顕著になってきて、特にイノシシ、農業関係者としては本当に困っております。

一方クマの方、これ本当に人間にとって危害を加えられる危険性が高いこともあって、過去には金山でも小屋に侵入したり、本当に民家の近くまで来ている状況です。

本当に議会でも申し上げますけれども、子供さんの安全とか、或いは最近、健康のために散歩とかウォーキングされている高齢者の方、このような方々も心配されているものと

思います。

それで、先ほど説明にもあったように、この件に関しては猟友会の方々の力がなければ、どうしようもない状況になってきております。

それで今回の議案、予算が増額補正となっておりますけれども、現在の人件費の高騰とか、資材物資の高騰、この辺を考えて妥当な金額になっているのか、まずはその点について伺います。

○栗田議長

はい。農林課長。

○農林課長

私の方から回答させていただきたいと思います。

金山猟友会の協力なくして今の有害鳥獣対策については進められない状況でして、平成 28 年にこの実施隊を設置したところでございます。

その当時はクマについても、1 年に数頭の出没、捕獲などでございましたけれども、一応今日現在のクマの捕獲数としてはクマ 7 頭、イノシシ 23 頭となっております。

この 3 日間でクマ 3 頭捕獲しておりまして、この 7 頭のうち、長野地区で 3 頭クマを捕獲したという状況でございます。特に金山よりも真室川の方からクマがきている状況が確認といたしますか推測されますし、私もちょうど長野の真室川方面の真室川、長野の方でクマを見たということもございます。特に今日のクマについては特に大きく、160 キロ程度あるオスグマということで、大変猟友会としても難儀して捕獲したと思いますし、この 1 頭を捕獲したことによって今後のクマの生育頭数の抑制にも繋がるものと思っております。

今の時期がちょうどクマの活動が盛んの時期、繁殖期と言われる時期になっておりまして、特にオスグマの活動が活発になる危険な時期でもございます。

現在猟友会の皆さん、実施隊の報酬といたしましては日額 1 回、今 1 万円以内と定めまして、平成 29 年 3 月定例会において、金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を可決いただいている内容となっております。

実施隊については消防団の隊員と同じように、非常勤職員ということで保障なども対応しているところです。

中村議員からありましたように、この 1 万円を定めてから約 10 年経過しておりますし、その間の燃料の高騰、物価資材の高騰、あとは最低賃金もかなり上がっている状況もありますので、今後、近隣市町村とのバランス、また猟友会と協議して、この金額について改めて検討してまいりたいと考えております。

実施隊の設置要綱をこの 4 月に改正を行って施行しているところでございます。実態に合わせて捕獲に加えて、追い払っていく対応もかなり重要なものですし、また活動日誌、出動日誌の報告を今年度からお願いして、各隊員から提供をいただいておりますので、活動クマがよく出る場所というエリアを、ほぼ特定してくれるのかなっていうところもござ

います。

令和8年度は、まずこの1万円という金額でいきたいと思いますし、来年度以降に向けて、猟友会また先ほど申し上げました近隣市町村とのバランスっていうこともございますので、そこを含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中村議員

8年度はこのまま行くってことなんですけども。答弁では、近隣町村のバランスというふうにありますけれども、これを逆に近隣町村から見てずば抜けて高い報酬にすれば、人口減少にも効果があるんじゃないかなというふうにちょっと思うわけです。さらには鳥獣被害対策。もう本当に全協でもいろんな対策を考えていただいてやっていただきたいというふうなお話もありますけれども、現実的には猟友会の方々にお願いするしかないというふうに思います。

報酬の他に、例えば檻とかその他の解体施設とか、そのような備品も必要になってくるわけです。一部は猟友会の方々のものをお借りしながら対応に当たっていると思うんですけれども。

ここではイノシシについて伺いたいんです。私の農地、比較的漆野方面にありまして、そっちの方がかなりイノシシの被害が酷くなっております。話を聞くと、漆野から中田方面。真室川に面したところかもしれませんけれども、檻を設置していただきたいという、猟友会の方にお話したんですけども。なかなか1つは猟友会の方の時間的な問題もありますけれども、あとは檻の数も限られているところで、現在檻なんか最近レベルアップして、クマの檻もかなり立派な檻になって、イノシシの檻も、これまでよりもいろいろ工夫をされている檻になっているというお話です。

さらには、何かセンサーかなんかでカメラもつけているということで、金額的にも結構揃えるとなると思います。

実際その点、町で檻を購入して、猟友会の方をお願いしているのか、或いは猟友会の方で手持ちの檻を使っているのか。現状を檻についてどういう感じになっているのか、分かれば、お願いします。

○農林課長

こちらで把握してる檻の数としては8基ございますが、猟友会で昔から持っている檻も、やっぱりかなりクマ、イノシシっていうのは檻に入ったときはもう必死に抵抗する関係で折り曲げてきたり、枠がゆがんだりするということで、適宜更新しているところでございます。猟友会には、なんていいますかそういった負担は求めないように極力しておりますので、備品購入費として町で対応しているところでございます。

先ほどもありました中田から漆野、またうちの方もかなり被害がございまして、最近ですがその「おの」を崩すっていうのが、何本も見られる状況もございますので、そこは猟友会の皆さんの捕獲っていう部分もありますけども、さらには、予防策として、山との緩衝帯を明確にするっていうことも必要かと思ひますし、町では令和8年度から電気柵って

いう補助も新たに準備しておりまして、現在３件ほどしか申し込みないんですけども、電気柵などでの対応をお願いしてまいりたいと考えております。以上になります。

○中村議員

檻については、猟友会の方が負担にならないように町の方で準備するっていう話なんですけれども、今年に入って市街地に入ってくるクマがいるというテレビ報道見ますと、常に予備っていうか、必要以上プラスアルファの檻がなければ、そういう緊急の場合に対応できなくなってしまうんじゃないかなというふうに思います。

例えば、近隣町村から協力を得るということもあるかもしれませんが、最低限、現状を猟友会の方をお願いするしかないことを考えると、せめて檻とか、備品。不足のないように、少し余裕がある程度整備していただきたいというふうに思いますんで。

この辺これから９月議会でもいいですし、臨時議会でもいいですけども、必要なものがあれば直ちに予算措置、予算要求をしてもらうようお願いして質問を終わります。

○栗田議長

はい。他に質疑ありませんか。

ないようですので、これで議第５４号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第５４号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、議第５４号は原案の通り可決されました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和８年６月 金山町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

（１５時２分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員